

共にかがゆき いきいきと

# 改訂 いるま男女共生プラン

入 間 市

平成14年3月



## 改訂にあたって

入間市では、平成9年3月に、「共にかがやき いきいきと いるま男女共生プラン」を策定し、家庭や地域、職場などとの調和のとれた男女共生社会の実現に向けて、さまざまな施策に取り組んでまいりました。

この間、国においては、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌12年には、埼玉県において「男女共同参画推進条例」が施行されるなど、男女共生社会の実現に向けた積極的な取り組みが展開されております。

しかし、少子・高齢化、高度情報化、国際化等がますます進む中で、女性と男性を取り巻く状況は大きく変化しており、女性に対するあらゆる暴力の防止など、新たな課題に対応する必要も生じております。

これらを踏まえ、入間市では、女性も男性もあらゆる領域で一人ひとりの特性と能力を十分発揮し、共同で参画・貢献する男女共生社会の実現を引き続きめざし、プランの見直しを行い、改訂をいたしました。

このプランの改訂にあたって、市を挙げて、男女共生社会づくりに取り組む「男女共同参画都市」となる宣言を実施することや新たな課題に対する取り組みを行うことなど、男女共生社会の実現に向けた取り組みを一層推進してまいります。

改訂したプランの趣旨をご理解いただき、市民の皆様と市のパートナーシップにより、女性と男性が共にいきいきと暮らせる「元気な入間」のまちづくりを推進するため、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、このプランの改訂にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました入間市女性問題協議会委員の皆様をはじめ、『平成12年度 男女共生社会に向けての市民意識調査』などを通じてご協力をいただいた多くの市民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成14年3月

入間市長 木下 博

# 目 次

	ページ
いるま男女共生プラン改訂のねらい	1
第1章 いるま男女共生プランの基本的な考え方	2
1 プランの趣旨	4
2 プランの性格	4
3 プランの基本計画	5
4 プランの期間	5
5 プラン策定後の動き	5
6 入間市の取り組み	7
第2章 いるま男女共生プランの体系	8
第3章 基本計画・施策の概要と実施計画	12
基本計画1 男女平等意識の高揚	
現状と課題	14
取り組みの方向	
1 男女平等意識の社会的気運の醸成	16
2 家庭における男女平等の推進	16
3 学校教育における男女平等の推進	16
4 社会教育における男女平等の推進	17
5 女性の人権を尊重する意識の浸透	17
体系	18
実施計画	19
基本計画2 女性が働きやすい環境づくり	
現状と課題	25
取り組みの方向	
1 育児・介護環境の整備・充実	27
2 就業における男女平等の促進	27
3 再就職の支援と職業能力の開発・向上	28
体系	29
実施計画	30
基本計画3 女性の福祉と健康の向上	
現状と課題	34
取り組みの方向	
1 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重の浸透	36

	ページ
2 心身の健康づくりの推進	3 6
3 生活安定への支援	3 7
4 高齢者への支援	3 7
5 障害者への支援	3 8
体系	3 9
実施計画	4 0
基本計画4 女性の社会活動への参画の促進	
現状と課題	4 5
取り組みの方向	
1 男女共生によるまちづくりの推進	4 7
2 政策・方針決定の場への参画の促進	4 7
3 社会参画のための条件整備	4 8
4 地域活動への参画の促進	4 8
5 高齢者の社会参画の促進	4 8
6 障害者の社会参画の促進	4 9
7 国際交流・国際化への対応	4 9
体系	5 0
実施計画	5 1
第4章 いるま男女共生プランの推進	5 6
1 推進体制の充実	5 8
2 国・県・他市町村・関係機関等との連携	5 9
3 プランの進行管理の充実と分かりやすい公表	5 9
参考資料	6 0
男女共同参画社会基本法	6 2
埼玉県男女共同参画推進条例	6 6
男女共同参画に関する国内外の動き	6 9
いるま男女共生プラン改訂経緯	7 1
いるま男女共生プラン改訂について（諮問）	7 2
いるま男女共生プラン改訂について（答申）	7 3
入間市女性問題協議会条例	7 6
入間市女性問題協議会委員名簿	7 8
入間市民憲章	

## いるま男女共生プラン改訂のねらい

女性と男性のパートナーシップにより、男女共同参画社会の実現をめざす行動計画「共にかがやき いきいきと いるま男女共生プラン」は、計画の期間を平成 16 年度までとし、平成 9 年（1997 年）3 月に策定しました。その後、男女共同参画社会基本法の施行など、社会情勢が大きく変化し、いるま男女共生プランの見直しを行う必要が生じ、計画期間を含めたプランの改訂を行うこととなりました。この改訂のねらいは、次のとおりです。

- 1 入間市がめざしている「男女共生社会」は、男女共同参画社会基本法で定義している「男女共同参画社会」と同じであることを位置付けます。
- 2 国の男女共同参画基本計画の具体的施策の実施期間を踏まえ、計画期間の変更を行います。
- 3 世界や国・県などの新しい視点や動きに対応するため、『平成 12 年度男女共生社会に向けての市民意識調査』の結果を踏まえ、女性に対するあらゆる暴力の防止など、多様で現代的な課題についても取り組みます。
- 4 政策・方針決定過程への女性の参画を強化する取り組みを中心に見直しを行い、「女性と男性が共にいきいきと暮らせる、元気な入間のまちづくり」をめざします。
- 5 いるま男女共生プランの推進状況を踏まえつつ、家庭・職場・地域へと男女共同参画を広げていく男女共同参画都市宣言の実施を位置付けます。
- 6 「いるま男女共生プラン」を、総合的かつ効果的に推進する体制の強化・充実を位置付けます。さらに、市民と行政の協働による男女共同参画の推進をめざし、分かりやすい情報公開にも努めます。

# 第 1 章 いるま男女共生プランの基本的な考え方

## 1 プランの趣旨

このプランは、男女共生社会の実現をめざし、入間市の基本的な考え方と取り組むべき施策を示し、それを実施していくため策定しました。プランの趣旨は、女性も男性もあらゆる領域で一人ひとりの特性と能力を十分発揮し、共同で参画・貢献する社会環境づくりを引き続きめざしていくことです。

なお、入間市がめざしている「男女共生社会」とは、「男女共同参画社会基本法」で定義されている「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」＝「男女共同参画社会」です。

## 2 プランの性格

- (1) このプランは、憲法に定める個人の尊重や男女平等の考え方を踏まえ、「男女共同参画社会基本法」や「埼玉県男女共同参画推進条例」に基づき、男女平等の視点から市の施策を体系化し、基本的方向を明らかにしています。
- (2) このプランは、「香り豊かな緑の文化都市」の実現に向け策定された「第4次入間市総合振興計画」の部門計画として位置付け、他の部門計画との整合性をもって施策の総合的な推進をめざしています。
- (3) このプランは、国の男女共同参画基本計画の内容と『平成12年度男女共生社会に向けての市民意識調査』の結果を踏まえ、さらに、入間市女性問題協議会からの答申を尊重しています。
- (4) このプランは、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大することにより、「女性と男性が共にいきいきと暮らせる、元気な入間のまちづくり」をめざしています。
- (5) このプランは、男女共に一人ひとりの特性と能力が十分発揮できるようにという観点を継承しています。

### 3 プランの基本計画

このプランの基本的な方向を明らかにするため、次の4つの基本計画を設けています。

#### 基本計画1 男女平等意識の高揚

「性にとらわれず、いきいきと暮らせるまちづくり」をめざしています。

#### 基本計画2 女性が働きやすい環境づくり

「男女が共同で、いきいきと働けるまちづくり」をめざしています。

#### 基本計画3 女性の福祉と健康の向上

「健康で、幸せをわかちあうまちづくり」をめざしています。

#### 基本計画4 女性の社会活動への参画の促進

「男女が共同で築く、住みよいまちづくり」をめざしています。

### 4 プランの期間

いるま男女共生プランの期間は、国の男女共同参画基本計画の内容や具体的施策の実施期間〔平成17年度（2005年度）末〕を踏まえ、2年間延長し、平成8年度（1996年度）から平成18年度（2006年度）までの11年間とします。

なお、社会情勢の変化に対応した見直しを必要に応じて行い、事業の効果的な推進を図ります。

施策・事業の実施区分については、次のとおりです。

- ・ 現在すでに実施しているが、今後さらに充実していく施策・事業 —— A
- ・ 平成13年度～平成18年度に実施する施策・事業 ————— B

### 5 プラン策定後の動き

#### (1) 世界の動き

平成12年（2000年）にニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催されました。この会議では、平成7年（1995年）に北京で開催された「第4回世界女性会議」で採択された「行動綱領」の実施状況の検討・評価が行われるとともに、更なる行動とイニシアティブの検討が行われ、その結果「政治宣言」と「成果

文書」が採択されました。

## (2) 国の動き

国では、国際社会の動きを受けて、男女共同参画の取り組みが進められてきました。

平成 11 年(1999 年)4 月には、「改正労働基準法」「改正男女雇用機会均等法」「改正育児・介護休業法」が施行され、同年 6 月には、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けた「男女共同参画社会基本法」が制定・施行されました。

平成 12 年(2000 年)12 月には、「男女共同参画社会基本法」に基づく、男女共同参画基本計画が策定されました。

21 世紀のスタート平成 13 年(2001 年)1 月には、中央省庁等改革において新たに内閣府が設置され、男女共同参画会議や男女共同参画局が設けられ、推進体制が充実・強化されました。また、同年 6 月には、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日にちなんで男女共同参画週間がスタートしました。さらに、同年 10 月には、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」も施行されました。

## (3) 県の動き

県では、平成 12 年(2000 年)4 月に、全国に先駆けて、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「埼玉県男女共同参画推進条例」を施行し、同年 10 月には、この条例に基づく男女共同参画に関する苦情処理機関を設置しました。

平成 13 年度(2001 年度)中には、「男女共同参画社会基本法」と「埼玉県男女共同参画推進条例」に基づく、新たな男女共同参画の基本的な計画が策定されます。さらに、平成 14 年(2002 年)4 月には、さいたま新都心に男女共同参画社会づくりのための総合拠点として、埼玉県男女共同参画推進センターもオープンします。

## 6 人間市の取り組み

人間市では、平成9年(1997年)3月に男女平等のまちづくりを進めるため「いるま男女共生プラン」を策定し、関連施策を積極的に推進してきました。

平成9年度(1997年度)には、男女平等の意識啓発を行うため、男女共生セミナーがスタートしました。このセミナーは、市民参画を取り入れ、市民と行政の協働で企画・運営されています。また、政策・方針決定過程への女性の参画を図るため、「各種審議会等の設置及び運用に関する指針」により、審議会等への女性委員の割合を30%までに高めることとしました。さらに、市役所内の男女共同参画を進めるため、いるま男女共生プラン推進委員と人間市女性政策推進スタッフ会議の活動もスタートしました。

平成11年度(1999年度)には、男女平等の意識啓発を一層進めるため、<sup>ひと</sup>女と<sup>ひと</sup>男の情報紙の発行を開始しました。この情報紙の編集は、市民参画により行われています。また、市役所内の男女共同参画の現状を把握するため、『男女共生社会に向けての人間市職員意識調査』を実施しました。この調査は、人間市女性政策推進スタッフ会議の活動の一環として行われました。

平成12年度(2000年度)には、審議会等への女性の登用などに資するため、女性指導者の育成を図る女性リーダー養成講座がスタートしました。また、「人間市審議会等の設置及び運用に関する指針」により、審議会等への女性委員の割合を30%以上とすることとなりました。さらに、職員研修において、主任研修で男女共生に関する講義も取り入れています。

むすびにあたり本プランでは、これらの取り組みを含め、4つの基本計画を柱とし、平成12年度末現在188件の事業を掲げており、平成12年度末現在の推進状況は、全事業の90%以上が実施中となっています。

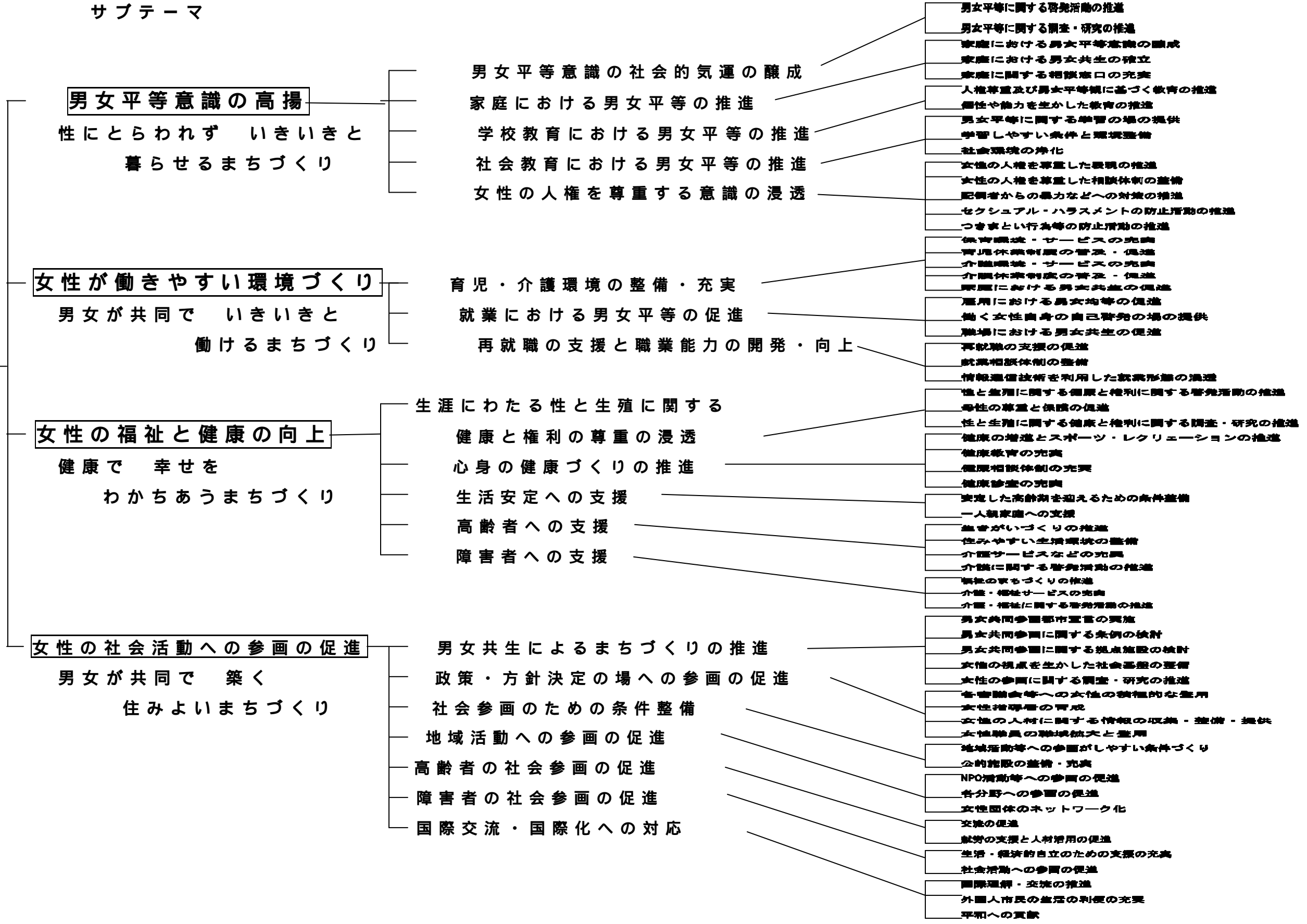
なお、平成12年度(2000年度)には、「いるま男女共生プラン」の見直しを視野に入れた『男女共生社会に向けての市民意識調査』を実施し、男女共同参画に関する現状把握などに努めました。

## 第 2 章 いるま男女共生プランの体系

目標

基本計画  
サブテーマ

施策



## 第 3 章 基本計画・施策の概要と実施計画

### 基本計画 1 男女平等意識の高揚

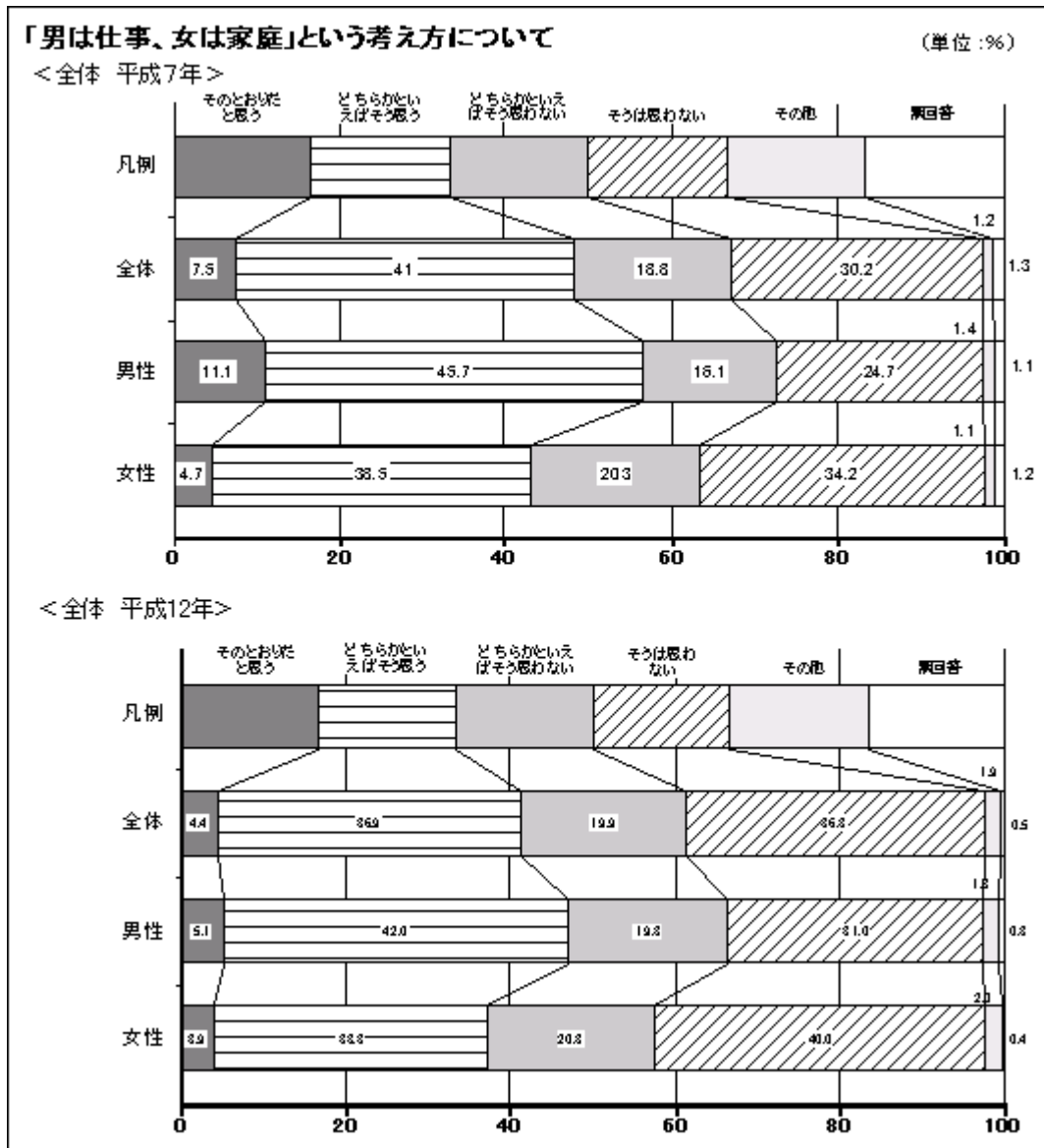
#### 《現状と課題》

女性も男性もあらゆる領域で一人ひとりの特性と能力を十分発揮し、共同で参画・貢献する男女共生社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画についての意識や、人権を尊重する意識を高めることが不可欠です。このような意識を高めていくためには、家庭、学校、地域の教育や学習の果たす役割が重要です。

「男女共同参画社会基本法」や「改正男女雇用機会均等法」、「埼玉県男女共同参画推進条例」の施行など、男女共生社会（＝男女共同参画社会）の実現に向けて、国や県の法律や制度などの整備は、急速に進んでいます。

平成 7 年度と平成 12 年度に実施した『男女共生社会に向けての市民意識調査』の結果を比較すると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、肯定派は 48.5% から 41.3% に減少しており、否定派が 49.0% から 56.2% へと増加しています。「男は仕事、女は家庭」という固定的な考え方が、徐々に薄れつつあることが窺われます。しかし、この項目を、平成 12 年度の調査結果から、性別で肯定派と否定派の回答割合を比較すると、男性は肯定派が 47.1%、否定派が 50.3% であり、女性は肯定派が 37.2%、否定派が 60.3% となっています。「男は仕事、女は家庭」という考え方について、男女間で意識の違いが明らかにみられます。

さらに、この調査の結果で、しきたりや慣習の男女の地位の平等感について、“平等になっている”という回答割合が、平成 7 年度より平成 12 年度で減少し、“男性が優遇” “やや男性が優遇”という回答が増加しています。男女平等観にたつて、法律や制度は整えられても、依然として男性中心の社会であることも窺われます。



資料出所：入間市『平成12年度男女共生社会に向けての市民意識調査結果報告書』

性別に基づく固定的な役割分担意識が建て前だけで解消されても、男女共生社会の実現にはつながりません。性別に基づく固定的な役割分担意識や建て前だけの平等意識が、暮らしの中で、それぞれの言葉や行動を制約してしまい、男女共生社会を妨げる要因となっています。

また、人権意識の高まりにより、女性の人権を無視しているかのような表現などが、新たな解決すべき課題として、捉えられてきています。

長い歴史的経過の中で形づくられてきた意識を変えていくためには、学校教育をはじめとする、あらゆる場と機会を通じて、多様な手法を使い、男女平等意識の高揚を推進していく必要があります。

## 《取り組みの方向》

### 1 男女平等意識の社会的気運の醸成

「男女共同参画社会基本法」の第3条で「男女の人権の尊重」が、基本理念の一つとして明記されています。個人の尊厳、男女平等、個人の能力の発揮を三原則として例示し、人権尊重の内容を明確化しており、一人ひとりが個人として尊重され、その能力を発揮する機会が確保される社会づくりが求められています。

しかし、性別に基づく固定的な役割分担意識などが、広く社会に残っており、男女平等を実現するうえで大きな障害となっています。

そこで、この意識を解消していくために、情報紙の発行などやセミナーの開催などによる啓発活動を進め、男女平等意識の高揚に努めます。また、男女平等をめぐる社会環境についての意識や実態を把握するため、調査・研究を進めます。

### 2 家庭における男女平等の推進

「男女共同参画社会基本法」の第6条で「家庭生活における活動と他の活動の両立」が、基本理念の一つとして明記されています。家族を構成している男女が、共に子育てや介護をしながら、仕事やさまざまな活動がそれぞれにできる社会づくりが求められており、家族がお互いに尊重しあい、家事や育児や介護を共同で行うことが重要となっています。

そこで、家庭における男女平等意識の醸成に努め、家事・育児・介護への男性の積極的な参加を促すとともに、男女平等の視点にたった子育てや介護、性の尊重について親から子へ教えるための学習機会の提供や情報提供に努めます。

さらに、家庭内のさまざまな問題について、相談できる窓口の充実にも努めます。

### 3 学校教育における男女平等の推進

国の男女共同参画基本計画では、「憲法」や「教育基本法」にのっとり、発達段階に応じ、個人の尊厳、男女平等に関する学校教育の充実に努めることが明記されています。男女平等意識は、小さいときからのしつけや教育で培っていくことが大切です。

そこで、男女平等観にもとづいた学校教育をさらに充実させるとともに、主体的に進路が選択できる指導の充実や、互いの性を尊重し、正しく認識する指導の充実、男女共

同参画に配慮した教材の選定などに努めます。

さらに、それらの指導にたずさわる教員の研修の充実にも努めます。

#### **4 社会教育における男女平等の推進**

国の男女共同参画基本計画では、男女が生涯を通じて個人の尊厳、男女平等の意識を高めるよう、社会教育において学習機会の提供に努めることが明記されています。男女ともそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくためには、生涯を通じての男女平等意識を高める学習が重要となっています。

そこで、男女平等意識を高めるための情報や資料の提供、学習機会の充実に努めるとともに、市民一人ひとりがその意欲と個性に応じ、生涯を通じて学び続けることができる生涯学習による、男女平等の学習環境づくりを進めていきます。また、これらの学習へ参加しやすくするための環境整備に努めます。

さらに、人権を尊重することを基本とした、子どもたちの健やかな成長のための良好な社会環境づくりにも努めます。

#### **5 女性の人権を尊重する意識の浸透**

個人の尊重や両性の平等は、基本的人権として「憲法」に保障されており、男女平等のうえに築かれる社会を実現するため、「男女共同参画社会基本法」が施行されました。しかし、男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など、男女が置かれている状況などに根ざした女性に対する暴力が、現在、問題となってきています。女性に対する暴力は、女性に恐怖と不安を与え、活動を束縛し、自信を失わせ、男性に比べてさらに従属的な状況に追い込むものであり、女性に対する暴力が、人権侵害にあたることを周知していくことが必要となっています。女性の人権を尊重することにより、多様な価値観や生き方を認め合うことを社会に浸透させることが重要となっています。

そこで、女性の人権を尊重する表現の浸透に努めるとともに、女性の人権を尊重した相談体制づくりを進めていきます。また、身近な家庭内で起こる女性への暴力を防止するため、関係機関と連携し、啓発活動などによる対策を進めます。

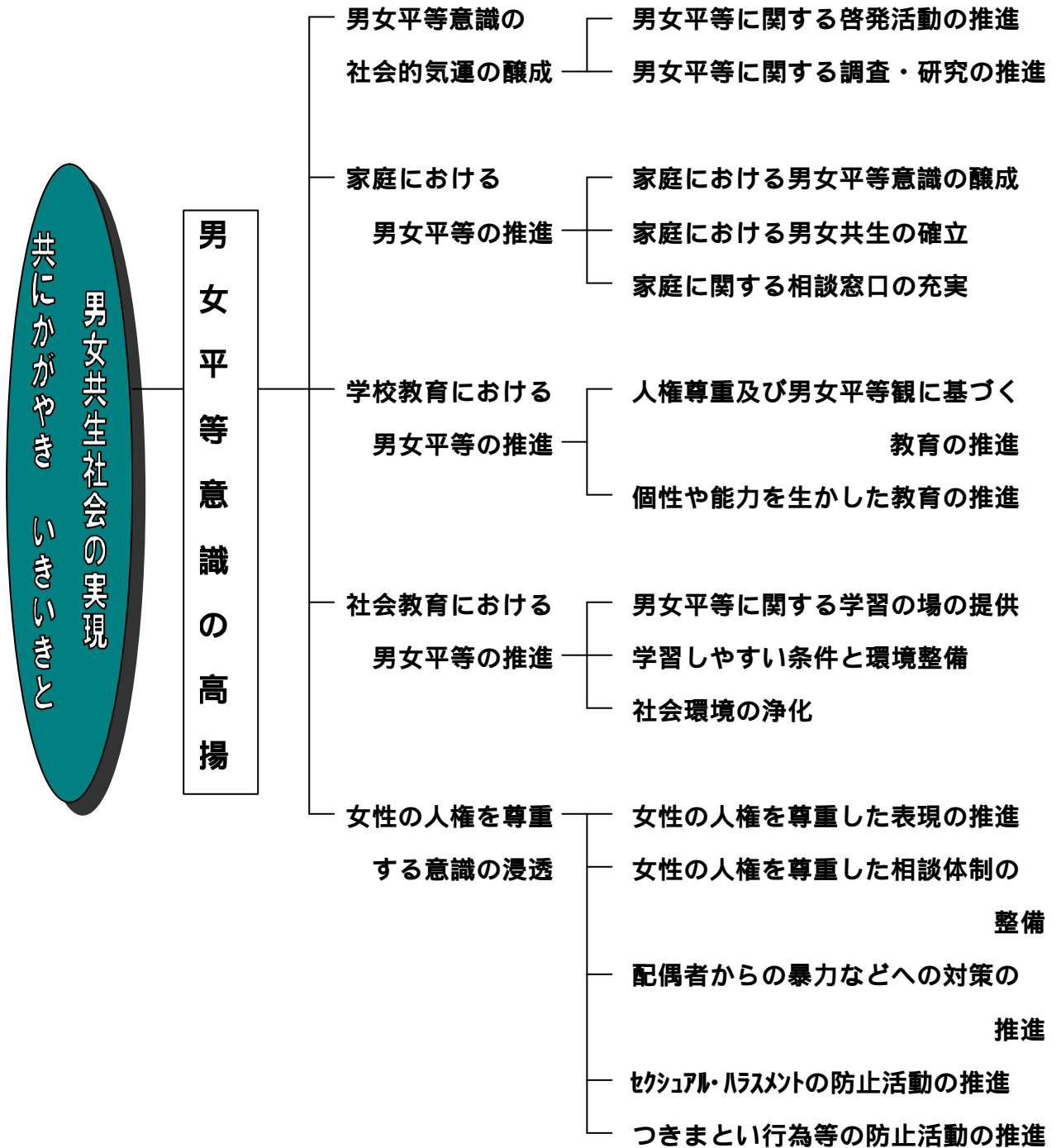
さらに、女性の人権の尊重を図るため、セクシュアル・ハラスメントの防止活動や、犯罪行為であるストーカー行為の防止活動なども関係機関と連携して進めていきます。

体系  
目標

基本計画

方 策

施 策



# 実施計画

実施時期 A：現在すでに実施しているが、  
今後さらに充実していく

## 基本計画 1 男女平等意識の高揚

B：平成13年度～平成18年度

方策	施策	事業の概要	実施時期	担当課
男女平等意識の社会的気運の醸成	(1)男女平等に関する啓発活動の推進	<p>性別に基づく固定的な役割分担意識の解消に向けて、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に敏感な視点で、慣習・慣行の見直しを進めること等を目的とした啓発活動を推進します。さらに、人権尊重や、性の尊重についての啓発活動も推進します。</p> <p>男女共生セミナーの開催</p> <p>ひとひと女と男の情報紙の発行</p> <p>啓発誌等の発行</p> <p>多様な媒体を通じた啓発活動の実施</p> <p>事業所に対し、男女平等意識の醸成を図るため、改正男女雇用機会均等法による職場研修や職務分担の見直し等についての啓発情報提供コーナーの充実</p> <p>男女共同参画宣言都市奨励事業の実施</p> <p>男女共同参画週間における事業の実施</p> <p>性の尊重についての資料の提供</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>企画課 各公民館</p> <p>企画課</p> <p>企画課</p> <p>企画課</p> <p>商工課</p> <p>企画課</p> <p>企画課</p> <p>企画課</p> <p>企画課 生涯学習課</p>
	(2)男女平等に関する調査・研究の推進	<p>男女共生社会の実現に向けて、さまざまな施策に男女平等の視点を盛り込む基礎資料とするため、男女をめぐる社会状況の把握に努めます。また、調査結果をもとに研究を推進します。さらに、男女平等に関する情報や資料の収集・整備・提供の充実に努めます。</p> <p>市民意識調査の実施</p> <p>男女平等に関する研究の推進</p> <p>男女平等に関する情報や資料の収集</p> <p>男女平等に関する情報や資料の整備・提供</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>企画課</p> <p>企画課</p> <p>企画課</p> <p>企画課</p>

方策	施策	事業の概要	実施時期	担当課
家庭における男女平等の推進	(1) 家庭における男女平等意識の醸成	性別に基づく固定的な役割分担意識の解消に向けて、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に敏感な視点で、慣習・慣行の見直しを進めるための学習機会を提供します。さらに、性の尊重についての啓発活動も推進します。 PTAなどの家庭教育学級の充実 公民館の成人教育講座の充実 親から子への性の尊重について教えるための学習会や資料等の提供 家庭教育に関する情報の提供	A A A B	生涯学習課 各公民館 生涯学習課 生涯学習課
	(2) 家庭における男女共生の確立	男女が共同である家事・育児・介護の必要性をテーマにした学習機会を提供します。さらに、労働時間の短縮などを推進するための啓発活動も行ないます。 男女が共同でおこなう家事教室の開催 両親のための出産・育児学級の開催 男性料理教室等の充実 労働時間の短縮等の事業所への啓発 男女が共同でおこなう子育て講座の開催  男女が共同でおこなう介護講座の開催	A A A A B B	各公民館 健康福祉センター 各公民館 商工課 児童福祉課 健康福祉センター 各公民館 高齢者福祉課 各公民館
	(3) 家庭に関する相談窓口の充実	家庭におけるさまざまな問題について、相談できる体制づくりに努めます。 市民相談の充実 家庭児童相談の充実 乳幼児相談の充実 教育相談の充実	A A A A	市民生活課 児童福祉課 健康福祉センター 学校教育課

方策	施策	事業の概要	実施時期	担当課	
学校教育における男女平等の推進	(1)人権尊重及び男女平等観に基づく教育の推進	人権尊重、男女の平等及び相互の協力・理解、互いの性の尊重について体得する教育を推進します。			
		学校教育活動全体を通しての男女平等意識の育成	A	学校教育課	
		学校教育活動全体を通しての性に関する指導の充実	A	学校教育課	
		男女平等教育を進めるための教員研修の充実 男女共同参画に配慮した教材の選定	A B	学校教育課 学校教育課	
	(2)個性や能力を生かした教育の推進	性別に基づく固定的な役割分担意識の解消に向けて、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に敏感な視点で、子どもの個性や能力を生かした教育を推進します。			
		ちがいを大切にす教育の推進	A	学校教育課	
		子どもが主体的に進路を選択できるための進路指導の充実	A	学校教育課	
		ボランティア教育の推進 男女共同参画の視点を取り入れた学校行事等の推進	B B	学校教育課 学校教育課	

方策	施策	事業の概要	実施時期	担当課
社会教育における男女平等の推進	(1)男女平等に関する学習の場の提供	<p>性別に基づく固定的な役割分担意識の解消に向けて、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に敏感な視点で、慣習・慣行の見直しを進めるための学習機会や資料を提供します。</p> <p>男女共生セミナーの開催</p> <p>いるま生涯学習プラン21の推進 学習教材、資料の整備・提供</p> <p>公民館の成人教育講座の充実 茶の都出前講座の充実 PTAなどの家庭教育学級の充実 性に関する学習機会の充実 各講座に男女共同参画の視点を取り入れる</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>企画課 各公民館 生涯学習課</p> <p>企画課 各公民館 各図書館</p> <p>各公民館 生涯学習課 生涯学習課 生涯学習課</p> <p>生涯学習課 各公民館</p>
	(2)学習しやすい条件と環境整備	<p>各種学習会等へ幅広い年齢層やさまざまな立場の人たちが、参加しやすくするための工夫に努めます。また、関連施設の整備・充実にも努めます。</p> <p>生涯学習情報紙等による情報提供 開催日の検討（夜間・曜日等） 公共施設の整備・充実 託児サービスの充実 保育施設の整備</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>生涯学習課 関連各課 関連各課 関連各課 関連各課</p>
	(3)社会環境の浄化	<p>人権を脅かし、子どもたちの健やかな成長を妨げるような違法広告物を撤去し、良好な社会環境づくりに努めます。</p> <p>違法広告物等の撤去活動 青少年を守る地域環境浄化活動の推進</p>	<p>A</p> <p>A</p>	<p>道路管理課 生涯学習課</p>

方策	施策	事業の概要	実施時期	担当課
女性の人権を尊重する意識の浸透	(1)女性の人権を尊重した表現の推進	<p>性の商品化や暴力表現が女性の人権を侵害していることから、女性の人権を尊重した表現を行うよう取り組みを進めます。さらに、女性の人権を尊重した表現の推進を関係機関に働きかけていきます。</p> <p>女性の人権を尊重した表現の研究 市刊行物作成の手引き～ジェンダーフリーの視点から～の活用 違法広告物等の撤去活動進 メディア・リテラシー（メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力）向上のための啓発 有害情報や暴力表現などの排除に向けての関係機関との連携</p>	<p>A A A B B</p>	<p>企画課 企画課 道路管理課 企画課 企画課</p>
	(2)女性の人権を尊重した相談体制の整備	<p>さまざまな悩みについて、男女平等の視点から女性の人権に配慮した相談体制の整備に努めます。</p> <p>女性の人権を尊重した各種相談の充実 関係機関との連携の推進 女性の人権を尊重した相談を行うための研修の実施 女性の悩みごと相談等の検討</p>	<p>A A B B</p>	<p>市民生活課 関連各課 関連各課 企画課</p>
	(3)配偶者からの暴力などへの対策の推進	<p>夫や恋人など親密な関係にある、またはあった男性から女性に対してふるわれる暴力（ドメスティック・バイオレンス）が、犯罪にもなる許されない行為であることを、広く市民へ周知します。また、関係機関との連携・協力を図るとともに、被害者への支援に努めます。</p> <p>相談体制の充実と相談窓口の連携強化  関係機関との連携、協力 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律の周知 配偶者からの暴力防止のための啓発</p>	<p>A  A B B</p>	<p>児童福祉課 市民生活課 関連各課 関連各課 企画課</p>

方策	施策	事業の概要	実施時期	担当課
女性の人権を尊重する意識の浸透	(4)セクシュアル・ハラスメントの防止活動の推進	セクシュアル・ハラスメントが、個人の尊厳を傷つけ、社会的に許されない行為であることを、広く市民・事業所等へ周知します。また、関係機関と連携して、防止活動を推進します。 事業所等へのセクシュアル・ハラスメント防止対策の促進 職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の遵守 セクシュアル・ハラスメントの防止に向けての意識啓発活動の推進 関係機関との連携の推進 苦情処理機関の周知	A A B B B	商工課 職員課 企画課 関連各課 企画課
	(5)つきまとい行為等の防止活動の推進	つきまとい行為等（ストーカー行為等）が、被害者の生活の平穏を害する行為であることを広く市民へ周知します。また、関係機関と連携して、防止活動を推進します。 ストーカー行為等の規制等に関する法律の周知 関係機関との連携の推進 ストーカー行為等の防止のための啓発	B B B	関連各課 関連各課 企画課 自治文化課

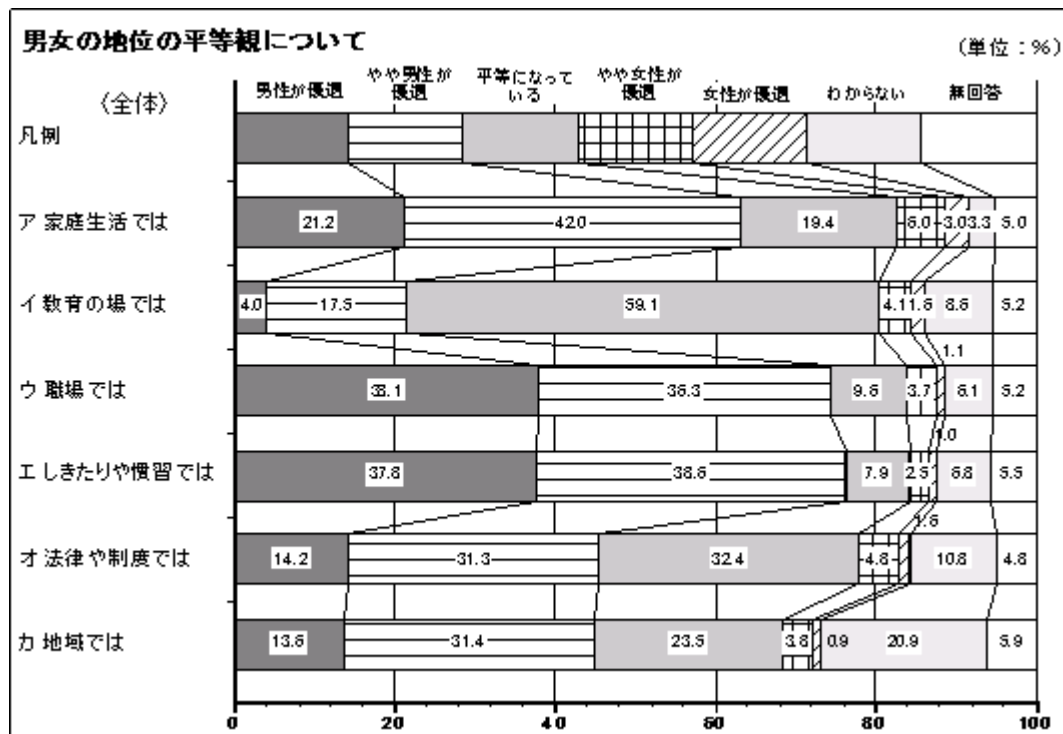
## 基本計画 2 女性が働きやすい環境づくり

### 《現状と課題》

性別にかかわらず個人の能力を生かしていく男女共生社会の実現にとって、生活の経済的基盤をつくる場であり、自己実現の場でもある雇用等の分野は、重要な意味を持っています。

「改正男女雇用機会均等法」が施行され、募集・採用、配置・昇進を含む雇用管理のすべての段階で、女性に対する差別が禁止されたことなどを踏まえ、職場における男女の均等確保が図られています。さらに、「改正育児・介護休業法」の施行などを踏まえ、仕事と家庭生活の両立についての支援策も強化されています。

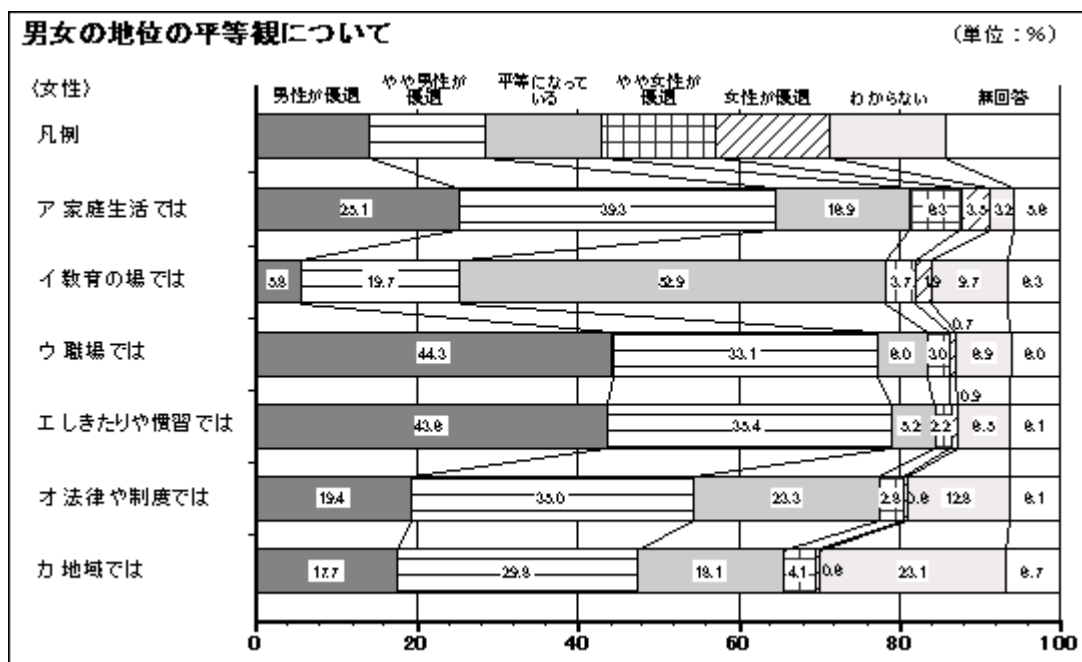
しかし、平成12年度に実施した『男女共生社会に向けての市民意識調査』の結果では、職場での男女の地位の平等感について、“平等になっている”という回答割合が9.6%と非常に低く、“男性が優遇”“やや男性が優遇”という回答が74.4%と高くなっており、職場では男性が優遇されていることがうかがえます。



資料出所：入間市『平成12年度男女共生社会に向けての市民意識調査結果報告書』

特に、女性では“平等になっている”という回答が6%しかなく、“男性が優遇”とい

う回答が44.3%で、分野別の回答の中で一番高い割合を示しています。女性は、男性以上に、より強く職場で男性が優遇されていると感じているのが窺<sup>うかが</sup>えます。



資料出所：入間市『平成12年度男女共生社会に向けての市民意識調査結果報告書』

女性が職業を継続していく場合には、仕事と家事・育児や介護との両立のため、労働の負担が過重になるだけでなく、仕事内容や仕事上の活動範囲も限られがちとなっています。また、その意に反して就業を中断したり、やむなく短時間労働についたりなど、自分の望む職業生活を過ごせない女性も多いと考えられます。

性別にとらわれない個人の能力に基づく雇用の管理や、多様な働き方ができる社会づくりが求められています。女性も男性も均等な機会を確保され、意欲と能力に応じた待遇を受けることで、安心して働き、生活できるようにしていくことは、女性の社会進出を進めることにつながります。

女性も男性も共に仕事も家事も育児なども分かち合っていく、男女共生社会の実現のためには、女性が家庭生活と職業生活の調和を図りつつ、就業を継続できる支援体制の整備が必要です。さらに、「改正男女雇用機会均等法」の趣旨の徹底や働く意欲のある女性の雇用を促すためのシステムの整備など、女性が能力を發揮し、意欲を持って働ける環境づくりを推進していくことも必要です。

## 《取り組みの方向》

### 1 育児・介護環境の整備・充実

平成 12 年度に実施した『男女共生社会に向けての市民意識調査』の結果では、男女共生社会実現のための市の重点施策について、介護・福祉サービスの充実と保育の施設・サービスの充実を望む回答割合が、男性より女性が高くなっています。女性が主な担い手となっている育児や介護などの身近な解決策を、より強く女性が望んでいることが窺えます。女性が仕事と家庭を両立するうえで、育児・介護は現在大きな課題となっています。女性が安心して働き続けていくためには、就労形態に対応する育児・介護環境の整備が求められています。

そこで、女性が安心して働き続けられるよう、保育施設の充実など子育てしやすい環境づくりを進めるとともに、育児休業制度の普及・促進に努めます。また、介護保険制度の充実など介護環境の整備や、介護休業制度の普及・促進に努めます。

さらに、家庭における男女共生を進めるため、家族の協力体制確立のための意識啓発や学習機会の提供にも努めます。

### 2 就業における男女平等の促進

平成 7 年度と平成 12 年度に実施した『男女共生社会に向けての市民意識調査』の結果を比較すると、女性が生涯にわたり職業を持つことを、肯定する人の割合が増加しています。特に、平成 12 年度と同調査の結果では、30 歳代の女性で肯定派の回答割合が最も高くなっており、女性の職業への意欲の高さが窺えます。

しかし、平成 12 年度と同調査の結果で、女性の職場状況について、男女の待遇格差が多様に存在している様子が窺われます。このような状況を踏まえ、男女平等観に基づく職場づくりが求められています。

そこで、男女平等観にたった雇用の分野での男女均等の促進を企業へ働きかけるとともに、労働時間の見直しを図るワークシェアリングの普及などに努めていきます。また、働く女性自身の職業意識や技能を高めるための学習機会の提供に努めます。

さらに、職場における男女共生の確立のための意識啓発にも努めます。

### 3 再就職の支援と職業能力の開発・向上

平成 12 年度に実施した『男女共生社会に向けての市民意識調査』の結果では、女性が職業を持つことについて、“子育ての時期だけは一時やめて、その前後は職業を持つ方がよい”という回答割合が 50%以上を占めています。仕事と家庭の両立の困難さや子育ての大切さから、子育ての時期は、仕事を一時中断するのがよいとする考え方が、同調査の結果でも、男性だけでなく、女性の多くにも見られます。

しかし、一度退職すると、年齢制限などにより同じような条件で、再就職をすることは難しいという現状があります。さらに、技術の進歩や激しい社会の変化に対応できず、再就職が困難だったりする場合があります。

そこで、就業に必要な知識、技術などの学習機会を提供し、再就職の支援に努めるとともに、就業相談体制の充実に努めます。

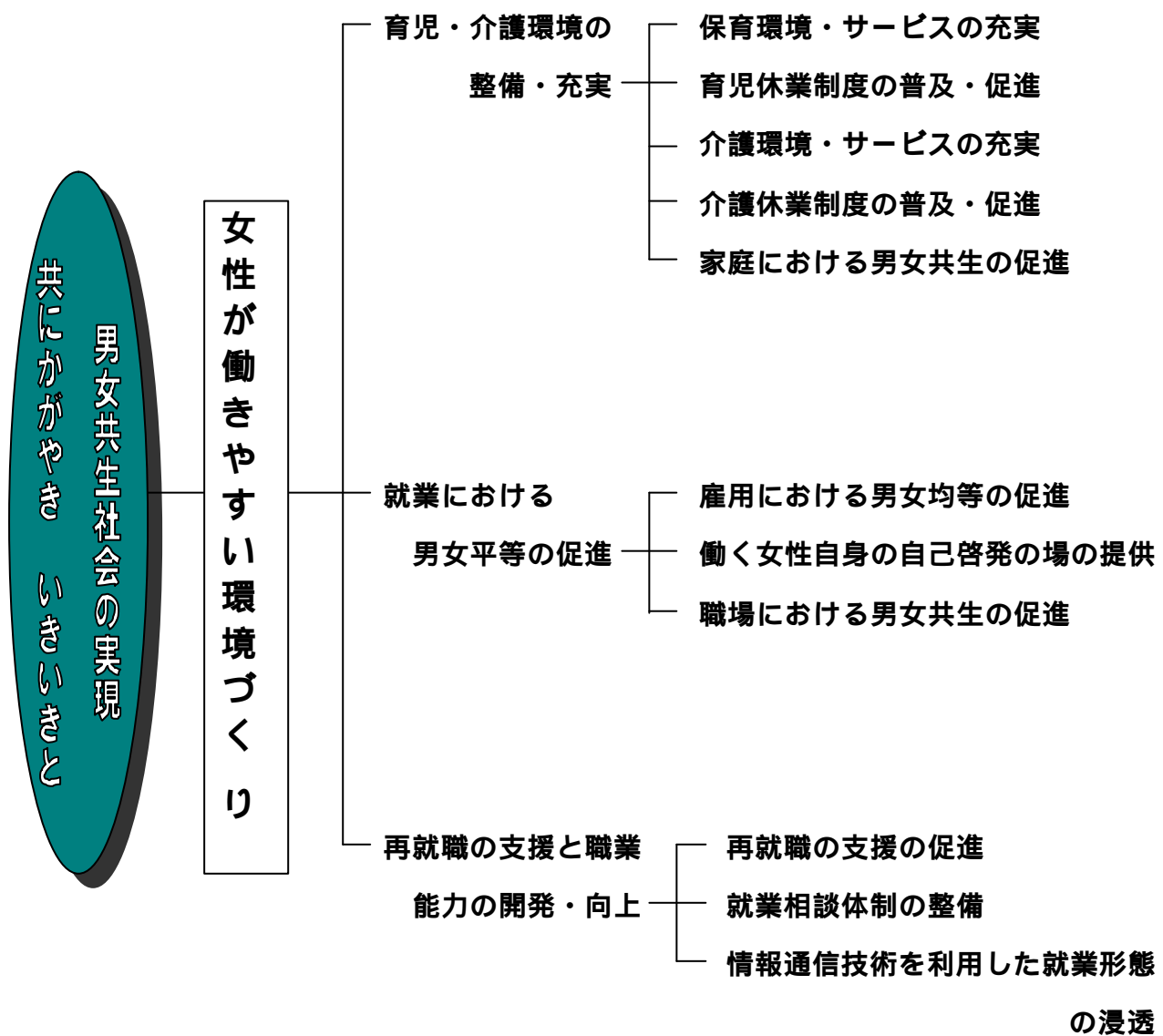
さらに、SOHO（ソーホー）など、新たな情報通信技術を利用した就業形態の浸透にも努めていきます。

体系  
目標

基本計画

方 策

施 策



# 実施計画

実施時期 A：現在すでに実施しているが、  
今後さらに充実していく

## 基本計画 2 女性が働きやすい環境づくり

B：平成13年度～平成18年度

方策	施策	事業の概要	実施時期	担当課
育児・介護環境の整備・充実	(1) 保育環境・サービスの充実	男女が、子育てをしながら、安心して仕事や地域活動などを行えるよう、保育施設の整備や保育サービスなどの充実を図ります。		
		保育施設の整備	A	児童福祉課
		低年齢児保育の充実	A	児童福祉課
		延長保育・一時保育などの充実	A	児童福祉課
		保育施設における子育て支援の充実	A	児童福祉課
		子育てに関する相談体制の充実	A	児童福祉課
		地域で取り組む子育てについての啓発	A	児童福祉課
		学童保育室の整備・充実	A	児童福祉課
		自宅近くで安心して遊べる広場の確保の促進	A	みどりの課
		保育担当者の研修の充実	A	児童福祉課
		労働時間の短縮等の事業所への啓発	A	商工課
		事業所内保育施設の設置促進	B	児童福祉課 商工課
		地域の子育て支援体制の整備	B	児童福祉課
		幼稚園における子育て支援の推進	B	学校教育課
		(2) 育児休業制度の普及・促進	男女が働き続けながら、安心して育児を行えるよう、育児休業の取得や、職場復帰しやすい環境の整備に努めます。	育児休業制度の普及・定着の促進
休業後の職場復帰がスムーズに行えるよう事業所への啓発	A			商工課
(3) 介護環境・サービスの充実	男女が、介護をしながら、安心して仕事や地域活動などを行えるよう、介護保険制度などにより介護環境や介護サービスの整備・充実を図ります。	介護保険制度の充実	A	高齢者福祉課
		在宅介護サービスの整備・充実	A	高齢者福祉課
		施設介護サービスの整備・充実	A	高齢者福祉課
		在宅介護支援センターの充実	A	高齢者福祉課
		介護に関する相談体制の充実	A	高齢者福祉課
		地域の介護支援体制の整備・充実	A	高齢者福祉課
		労働時間の短縮等の事業所への啓発	A	商工課

方策	施策	事業の概要	実施時期	担当課
育児・介護環境の整備・充実	(4)介護休業制度の普及・促進	男女が働き続けながら、安心して介護を行えるよう、介護休業の取得や職業の継続がしやすい環境の整備に努めます。 介護休業制度の普及・定着の促進 休業後などの職業継続がスムーズに行えるよう事業所への啓発	A A	商工課 商工課
	(5)家庭における男女共生の促進	男女が、子育てや介護をしながら、安心して仕事や地域活動などを行えるよう、家庭での性別に基づく固定的な役割分担意識を見直し、家族全員で家事等を担い合うことなどの啓発活動を推進します。 男女共生セミナーの開催 <small>ひとひと</small> 女と男の情報紙等による情報提供 男女が共同でおこなう家事教室等の開催 男女が共同でおこなう子育て講座等の開催  男女が共同でおこなう介護講座の開催  学校・地域・事業所での各種学習活動にテーマとして取り上げを要請	A A A B  B  B	{ 企画課 各公民館 企画課 各公民館 { 児童福祉課 健康福祉センター 各公民館 高齡者福祉課 各公民館 { 学校教育課 生涯学習課 各公民館 商工課

方策	施策	事業の概要	実施時期	担当課
就業における男女平等の促進	(1)雇用における男女均等の促進	「改正男女雇用機会均等法」の普及や、職場での女性の活用に向けた積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を促進します。また、男女とも働きやすい労働環境の整備を事業所へ要請します。		
		「改正男女雇用機会均等法」等の周知徹底	A	商工課
		短時間労働者の雇用管理の改善に向けて、法律等の周知徹底	A	商工課
		母性保護の視点に立った健康管理の周知	A	商工課
		セクシュアルハラスメント防止対策の推進	A	商工課
		男女の賃金格差等の解消に向けての事業所への啓発	A	商工課
		労働時間の短縮、フレックスタイム制やワークシェアリング等の啓発	A	商工課
		職場内における女性の活用に向けての啓発	A	商工課
		女性の職域拡大と管理職への登用の促進	B	商工課
		(2)働く女性自身の自己啓発の場の提供	働く女性自身の技能等を高めるため、職業能力開発の支援に努めます。 広報誌、パンフレットによる啓発 学習教材、学習資料の提供 研修や学習機会の提供 農業や自営業等に従事する女性への支援	A
B	商工課			
B	商工課			
B	商工課 農政課			
B				
(3)職場における男女共生の促進	男女が、仕事と家庭や地域活動との調和を図りつつ、就業が継続できるよう、また、女性の能力と個性が発揮できるよう、啓発活動を推進します。 育児・介護休業制度の普及・促進  男女共同参画を推進している事業所等の周知  職場における性別役割分担意識の解消に向けての啓発	A	企画課 商工課	
		B		
		B	企画課 商工課	
		B		

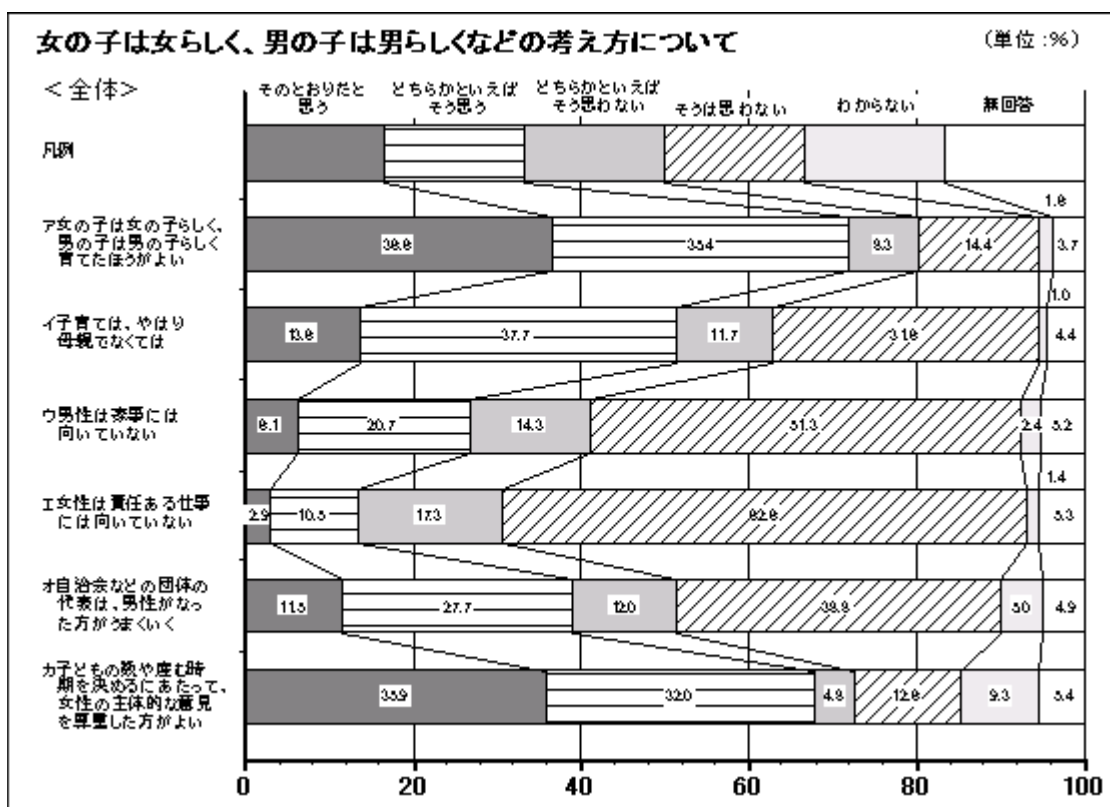
方策	施策	事業の概要	実施時期	担当課
再就職の支援と職業能力の開発・向上	(1)再就職の支援の促進	<p>再就職がしやすくなるよう、関係労働機関と連携し、必要な知識や技術等の学習機会の提供に努めます。また、女性の起業への関心が高まっている中で、起業に向けた知識や情報の提供に努めます。</p> <p>学習機会の情報提供の充実 資格・技能に結びつく講習会の開催 SOHO（ソーホー）等の就業形態の周知</p> <p>女性の起業に向けての情報提供 事業所や専門学校等と連携しての技術講習会の開催</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>商工課</p> <p>商工課</p> <p>{ 企画課 商工課</p> <p>商工課</p> <p>商工課</p>
	(2)就業相談体制の整備	<p>就労意欲のある女性の不安や心配ごとを解消するよう、関係労働機関と連携し、再就職支援のための相談体制の整備を推進します。</p> <p>職業相談の充実 求人、求職案内の充実</p>	<p>A</p> <p>A</p>	<p>商工課</p> <p>商工課</p>
	(3)情報通信技術を利用した就業形態の浸透	<p>雇用・就業形態が多様化する中で、それぞれのライフスタイル等に応じた働き方を選択できるよう、情報通信技術を利用した在宅勤務など、多様な就業形態の周知に努めます。</p> <p>SOHO（ソーホー）等の就業形態の周知</p> <p>多様な働き方についての情報提供</p>	<p>B</p> <p>B</p>	<p>{ 企画課 商工課</p> <p>{ 企画課 商工課</p>

### 基本計画 3 女性の福祉と健康の向上

#### 《現状と課題》

女性も男性も一人ひとりが、それぞれの身体の特徴を理解しあい、思いやりを持って生きていくことが、男女共生社会をつくっていく前提と言えます。特に、女性は、妊娠や出産をする可能性があり、ライフサイクルを通じて、男性とは異なる健康上の問題に直面したりもします。このため、女性が自らの身体について、正しい情報を入手し、自分で判断し、健康を享受できるようにしていくことが必要です。

平成6年(1994年)の国際人口・開発会議で、「性と生殖に関する健康と権利」(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の概念が提唱され、平成7年(1995年)の第4回世界女性会議で取り組みの必要性が認識されました。この概念には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。また、思春期や更年期における健康上の問題なども議論され、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。



資料出所：入間市『平成12年度男女共生社会に向けての市民意識調査結果報告書』

平成 12 年度に実施した『男女共生社会に向けての市民意識調査』の結果では、子どもの数や産む時期を決めるにあたって、女性の主体的な意見を尊重した方がよいという考え方について、肯定する人の回答割合が 67.9%で、2 / 3 以上を占めています。

今後、日本では確実に高齢化が進行していくものと予想されています。高齢化の進行によって、寝たきりや痴呆、それに伴う介護など、さまざまな問題があり、さらに、高齢者や障害者の自立のための援助や介護サービスの充実を多くの人も望んでいます。また、仕事と家庭などの責任が一人だけに偏り、経済的・精神的に不安定になりがちな一人親の家庭も増加しています。

そして、介護の担い手の多くが女性であることや、経済的に困窮している一人親家庭の中心者の多くが女性であること、高齢者の多くが女性であることなどの現実があります。

そこで、女性の生涯を通じた健康を支援するため、「性と生殖に関する健康と権利」を尊重する視点の浸透を図るとともに、一人ひとりが自ら積極的に心身の健康増進を図れるよう、不安を解消し、安定した生活が送れる支援が必要です。さらに、介護者の負担、介護される側の精神的負担の軽減を図るための支援にも努め、女性の福祉と健康の向上を図っていくことが必要です。

## 《取り組みの方向》

### 1 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重の浸透

「埼玉県男女共同参画推進条例」の第3条で「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重」が、基本理念の一つとして明記されています。生涯にわたり、自分の身体の性と生殖に関することについて、一人の人間として自己決定を行い、健康を享受できることを尊重していく社会づくりが求められています。さらに、出産・育児は、将来の社会を担う世代を育成するという社会的に重要な機能もあります。そのような母性の社会的機能とその重要性を、女性も男性も共に認識し、社会や家庭において母性の保護に努めることが大切になっています。

そこで、性と生殖に関する健康と権利を尊重することについての意識啓発に努めていきます。また、母子保健対策の充実を図り、情報提供、学習機会の提供に努めるとともに、相談機関を充実し、男女が共同で子育てするための支援に努めます。

さらに、性と生殖に関する健康と権利を尊重する意識や実態を把握するため、調査・研究も進めていきます。

### 2 心身の健康づくりの推進

高齢化が急速に進行している今日、一人ひとりが自ら積極的に心身の健康増進に取り組むことが、より重要になってきています。しかし、社会情勢の急激な変化によるストレスが増大している一方で、核家族化の進行によって身近に気軽に相談できる人が少なくなっています。さらに、女性は、更年期障害など男性とは異なる心身の不調・不安などの問題も抱えています。

そこで、生涯を通じて元気で暮らせるよう、日常生活でのスポーツ活動を進めるとともに、年齢の進行、家庭生活や職業生活の変化に伴う心身の変化について学ぶ機会の提供に努めます。また、バランスのとれた食生活の指導や、健康づくりのための学習機会の提供に努めます。

さらに、女性の心身の不安解消等のため、日常の悩みごとを気軽に相談できる窓口や、カウンセラー等専門職員を配置した相談機関などの相談体制の充実にも努めるとともに、健康診査の内容の充実を図り、受診の呼びかけなどの情報提供にも努め、市民の健康づくりを支援します。

### 3 生活安定への支援

ゆとりや生きがいのある充実した高齢期を迎えるためには、就労や年金などによる経済的基盤づくりが大切となっています。また、生きがいづくりなどのため、誰もが参加しやすい地域活動が求められています。一方、増えつつある一人親家庭では、生計・養育面の中心者が一人であるため、経済的や精神的に不安定な状況になりがちです。

そこで、誰もが安定した老後の生活が保障されるよう、自助努力による経済的基盤づくりや、公的年金への加入などの普及啓発に努めます。また、地域への関心が高まっている現在、誰もが参画しやすい地域活動への支援に努めます。

さらに、一人親家庭の生活の安定を図るため、就労の支援や相談体制の充実にもつとめるとともに、乳幼児の保育サービスの充実なども進めていきます。

### 4 高齢者への支援

高齢化社会の進展にともない、高齢者が生きがいを持ちながら暮らす生活環境づくりが求められています。

しかし、高齢化、核家族化の進行等により、家庭での介護力の低下などが社会的な問題となっています。さらに、高齢者の介護などを女性が多く担っている現状で、女性が自分の望む生き方を変更しなければならない場合も出てきています。

そこで、豊かな経験を持つ高齢者が生きがいを持って生活できるよう、高齢者の地域活動を促進するとともに、高齢者が住みやすいまちづくりに努めます。また、介護の社会化に対応する介護サービスの充実に努め、高齢者が安心して暮らせる体制づくりを進めます。

さらに、女性が介護の担い手になるのはやむを得ないとする風潮について考える機会や、介護の家族負担の軽減を図るための啓発活動にも努めます。

## 5 障害者への支援

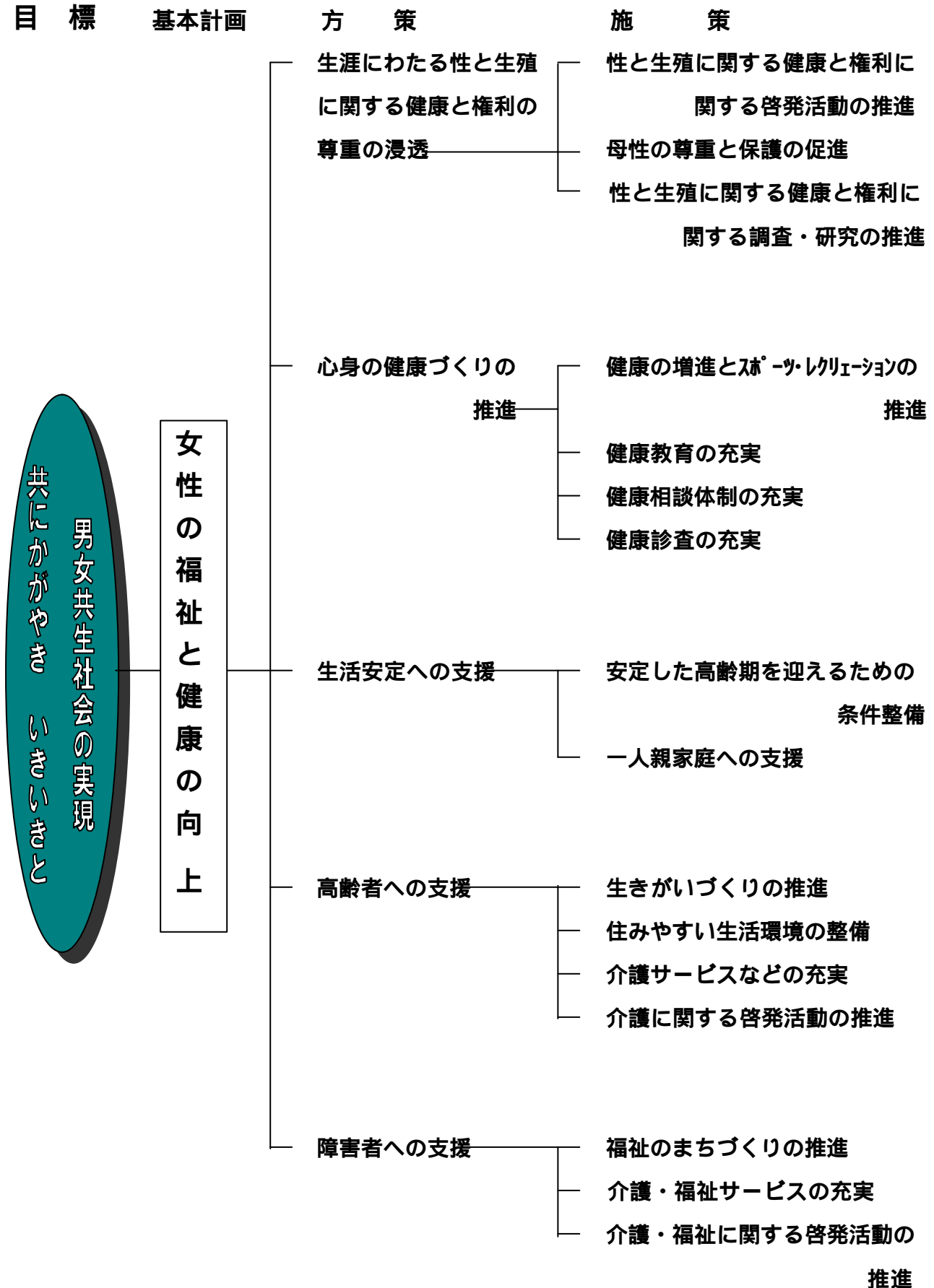
一人ひとりが心身の障害を個性として認めあい、それぞれが生きがいのある生活を送れる社会づくりが求められています。

しかし、長期にわたる疾病などによる介護を、家族が多く担っている現状があります。

そこで、障害のある人にも住みやすい福祉のまちづくりを進めるとともに、生きがいを持ち生活できるよう、地域活動等を促進していきます。また、障害のある人の自立を支援するため、介護や福祉サービスなどの充実に努め、いきいきと暮らせる体制づくりを進めます。

さらに、家族負担の軽減を図るための啓発活動にも努めます。

体系  
目標



# 実施計画

実施時期 A：現在すでに実施しているが、  
今後さらに充実していく

## 基本計画 3 女性の福祉と健康の向上

B：平成13年度～平成18年度

方策	施策	事業の概要	実施時期	担当課
生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重の浸透	(1) 性と生殖に関する健康と権利に関する啓発活動の推進	<p>女性も男性も、安全で満足いく性生活を送り、子どもを産むか産まないかなどについての自由を有し、そのために必要な健康についてのサービスや情報を受けることなど、生涯にわたり権利として尊重されるというリプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方を、社会に浸透・定着させるため、啓発活動を推進します。</p> <p>女性の健康問題についての啓発</p> <p>性の尊重についての啓発</p> <p>性に関する指導の推進</p> <p>講座等の開催</p> <p>ひとひと女と男の情報紙等による情報提供</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>{ 企画課 健康福祉センター</p> <p>健康福祉センター</p> <p>学校教育課</p> <p>健康福祉センター</p> <p>企画課</p>
	(2) 母性の尊重と保護の促進	<p>将来の社会を担う子どもを生み育てるということを、社会全体が正しく認識し、母子の健康を守るための健康診査の充実や、妊婦が検診を受けやすい体制をつくります。さらに、妊産婦としての自覚と正しい知識を養い、健康管理に役立つよう学習や資料の提供をします。また、親になるという意識づくりのための啓発活動を行うとともに、育児の悩み、不安の解消のための支援に努めます。</p> <p>妊娠中の定期健康診査の充実</p> <p>乳幼児健康診査の充実</p> <p>母子健康教室の開催</p> <p>両親学級の開催</p> <p>育児教室の開催</p> <p>保健だより等による情報提供</p> <p>母子相談の充実</p> <p>事業主への母性保護について周知</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>健康福祉センター</p> <p>健康福祉センター</p> <p>健康福祉センター</p> <p>健康福祉センター</p> <p>{ 健康福祉センター 各公民館</p> <p>健康福祉センター</p> <p>{ 児童福祉課</p> <p>健康福祉センター 商工課</p>
	(3) 性と生殖に関する健康と権利に関する調査・研究の推進	<p>生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)を尊重する意識の浸透を図るため、情報収集に努めるとともに、調査・研究を推進します。</p> <p>情報収集と調査・研究の推進</p>	<p>B</p>	<p>{ 企画課 健康福祉センター</p>

方策	施策	事業の概要	実施時期	担当課
心身の健康づくりの推進	(1) 健康の増進とスポーツ・レクリエーションの推進	<p>体力づくりや健康維持のため、生涯にわたって日常生活の中でスポーツ等を楽しめる環境づくりを推進します。</p> <p>スポーツ・レクリエーション施設の充実            スポーツ・レクリエーション講座等の充実            スポーツ・レクリエーションの情報提供            スポーツ・レクリエーション指導者の育成</p>	A A A A	体育課 体育課 体育課 体育課
	(2) 健康教育の充実	<p>生涯を通じ、その健康状態に応じて、適切に自己に管理ができるよう、健康について学ぶ機会の提供・充実に努めます。</p> <p>年代別健康教育の充実            小中学校における健康教育の充実            バランスのとれた食生活についての講座等の開催            寝たきり、痴呆予防教室の開催            健康についての情報提供            性感染症・HIV 感染予防のための啓発            薬物乱用防止のための啓発</p>	A A A A A B B	健康福祉センター 学校教育課 健康福祉センター 健康福祉センター 健康福祉センター 健康福祉センター 健康福祉センター 生涯学習課
	(3) 健康相談体制の充実	<p>生涯を通じた健康維持のため、年齢の進行や生活の変化に伴う悩み等について、気軽に相談できる体制を充実します。</p> <p>成人健康相談の充実            女性の悩み、不安解消のための相談の充実            心の健康相談の充実            市民相談の充実</p>	A A A A	健康福祉センター 健康福祉センター 健康福祉センター 市民生活課
	(4) 健康診査の充実	<p>生涯を通じた健康維持のため、疾病の早期発見、早期治療を目的に関係機関との連携を図り、各種検診を実施します。また、いつでも安心して医療が受けられるよう、地域医療体制を充実します。さらに、さまざまなライフスタイルを持つ女性が、健康診査を受けやすい体制づくりも推進します。</p> <p>基本健康診査の充実            各種がん検診の充実            健康診査についての情報提供            救急医療体制の充実            地域医療体制の充実            事業主に対し受診時間確保についての啓発            健康福祉センターの建設・充実</p>	A A A A A A B	健康福祉センター 健康福祉センター 健康福祉センター 健康福祉センター 健康福祉センター 商工課 健康福祉センター

方策	施策	事業の概要	実施時期	担当課
生活安定への支援	(1) 安定した高齢期を迎えるための条件整備	<p>ゆとりのある高齢期を迎えるため、公的年金制度、医療保険制度等の周知や自助努力による資産形成についての啓発に努めます。また、女性が育児・介護などにより仕事をやめ、結果として経済的に困難な高齢期を迎えることにならないよう、働き続けることができる労働環境の整備に努めます。</p> <p>公的年金制度についての周知            老人保健法についての周知            介護保険制度についての周知            自助努力による資産形成についての啓発            育児休業制度の普及・促進            保育環境・サービスの充実            介護休業制度の普及・促進            介護環境・サービスの充実            相談窓口の充実</p>	<p>A A A A A A A A A</p>	<p>保険年金課            高齢者福祉課            高齢者福祉課            関連各課            関連各課            児童福祉課            関連各課            高齢者福祉課            高齢者福祉課</p>
	(2) 一人親家庭への支援	<p>経済、精神両面から不安定な状況になりがちな一人親家庭の生活を、安定させるための支援を行うとともに、病気になった時、安心して治療を受けられるよう、子どもの保育や介護の充実を図ります。また、日常の悩みや心配ごとなどを相談する窓口の充実を図ります。</p> <p>就労のための技術、知識等の習得の場の提供            職業相談及び求人・求職案内の充実            保育所における年度途中入所の円滑化            学童保育の充実            保育環境・サービスの充実            介護環境・サービスの充実            相談窓口の充実</p> <p>各相談機関との連携</p>	<p>A A A A A A A A</p>	<p>商工課            商工課            児童福祉課            児童福祉課            児童福祉課            高齢者福祉課            児童福祉課            市民生活課            児童福祉課            高齢者福祉課            商工課</p>

方策	施策	事業の概要	実施時期	担当課
高齢者への支援	(1)生きがいづくりの推進	<p>生きがいのある充実した高齢期を過ごすため、知識や経験・特技を生かす学習機会の提供や情報の提供に努めます。</p> <p>老人福祉センターの充実 年代に併せた生涯学習の推進 老人憩いの家の整備・充実 老人クラブ等への支援 地域活動等についての情報提供</p>	A A A A A	<p>高齢者福祉課 各公民館 高齢者福祉課 高齢者福祉課 関連各課</p>
	(2)住みやすい生活環境の整備	<p>高齢者が介護を必要とする状態となっても、できる限り住み慣れた家庭や地域で生活が送れるよう、福祉のまちづくり要綱に基づき、安心して生活できるまちづくりを推進します。</p> <p>福祉のまちづくりの理解を深める啓発 暮らしやすい住環境の普及・促進 福祉用具の情報提供、普及・促進 住宅改造についての相談・情報提供の充実 グループホーム等の基盤整備</p>	A A A A B	<p>高齢者福祉課 高齢者福祉課 高齢者福祉課 高齢者福祉課 高齢者福祉課</p>
	(3)介護サービスなどの充実	<p>高齢者が介護を必要とする状態となっても、できる限り住み慣れた家庭や地域で生活が送れるよう、在宅介護サービスの充実に努めます。また、介護関連施設の計画的な整備を推進します。</p> <p>訪問介護等の充実 訪問指導の充実 機能回復訓練等の充実 デイサービス等の充実 ショートステイ等の充実 福祉用具の情報提供、普及・促進 特別養護老人ホーム等の整備・充実 介護サービスについての情報提供 グループホーム等の基盤整備</p>	A A A A A A A A B	<p>高齢者福祉課 健康福祉センター 健康福祉センター 高齢者福祉課 高齢者福祉課 高齢者福祉課 高齢者福祉課 高齢者福祉課 高齢者福祉課</p>
	(4)介護に関する啓発活動の推進	<p>介護等の負担が女性に集中することなく、社会全体で支える仕組みである介護保険制度の周知に努めるとともに、家族みんなで担う介護についての学習機会の提供に努めます。また、介護・看護の担い手を幅広い世代が関わられるよう情報提供に努めます。</p> <p>介護保険制度の普及・促進 家族全員であたる介護についての啓発 家族介護教室の開催 ボランティア活動についての啓発 ボランティアセンターの充実</p>	A A A A A	<p>高齢者福祉課 高齢者福祉課 高齢者福祉課 高齢者福祉課 社会福祉協議会</p>

方策	施策	事業の概要	実施時期	担当課
障害者への支援	(1)福祉のまちづくりの推進	ノーマライゼーションの理念に基づき、福祉のまちづくり要綱により、一人ひとりが安心して生活ができるまちづくりを推進します。	A	障害福祉課
		ノーマライゼーションの理念の理解を深める啓発	A	障害福祉課
		バリアフリーの視点に立ったまちづくりの推進	A	障害福祉課
		暮らしやすい住環境の普及・促進	A	障害福祉課
		福祉用具の情報提供、普及・促進	A	障害福祉課
	(2)介護・福祉サービスの充実	住宅改造についての相談・情報提供の充実	A	障害福祉課
		健康福祉センターの建設・充実	B	健康福祉センター
		障害者が安全で充実した社会生活を送れるよう、日常生活の支援に努めます。さらに、自立した生活ができる入所施設の整備・充実を図ります。		
		ホームヘルパー派遣事業等の充実	A	障害福祉課
		訪問指導の充実	A	健康福祉センター
(3)介護・福祉に関する啓発活動の推進	機能回復訓練等の充実	A	健康福祉センター	
	入浴サービス事業等の充実	A	障害福祉課	
	ガイドヘルパー派遣事業等の充実	A	障害福祉課	
	福祉用具の情報提供、普及・促進	A	障害福祉課	
	ディケア施設の充実	A	障害福祉課	
	障害者入所施設等の整備・充実	A	障害福祉課	
	介護・福祉サービスについての情報提供	A	障害福祉課	
	健康福祉センターの建設・充実	B	健康福祉センター	
	女性が介護等の担い手になるのはやむを得ないとする風潮について考える学習の場の提供を行うとともに、地域全体で障害者を支えることについての啓発活動を推進します。			
	地域全体で支える介護・看護についての啓発	A	障害福祉課	
ボランティア活動についての啓発	A	障害福祉課		
介護・看護教室の開催	A	障害福祉課		
ボランティアセンターの充実	A	社会福祉協議会		

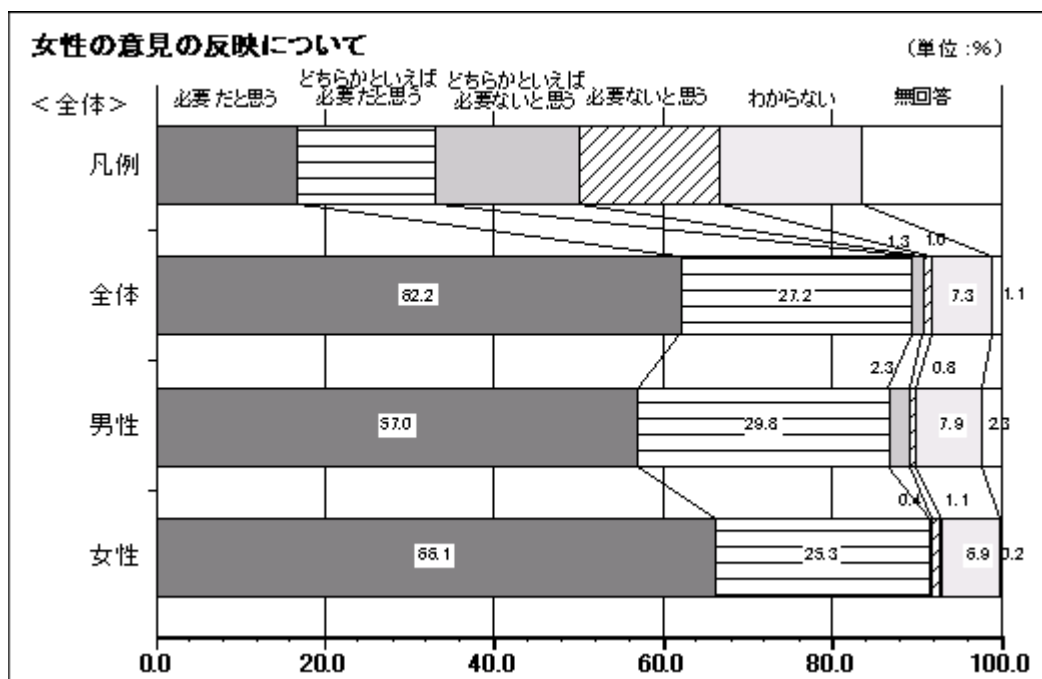
## 基本計画 4 女性の社会活動への参画の促進

### 《現状と課題》

女性も男性も互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合う男女共生社会の実現を図っていくためには、政策・方針決定の場を含めた、あらゆる場への男女共同参画が不可欠です。女性と男性が共にいきいきと暮らせるまちづくりには、多様な考え方を生かしていくことが求められており、あらゆる場への女性の参画の拡大が重要となってきました。

「男女共同参画社会基本法」の第 5 条で「政策等の立案及び決定への共同参画」が明記されており、第 4 条で「社会における制度又は慣行についての配慮」が明記されています。現在、あらゆる場への男女共同参画が、国をはじめ積極的に推進されています。

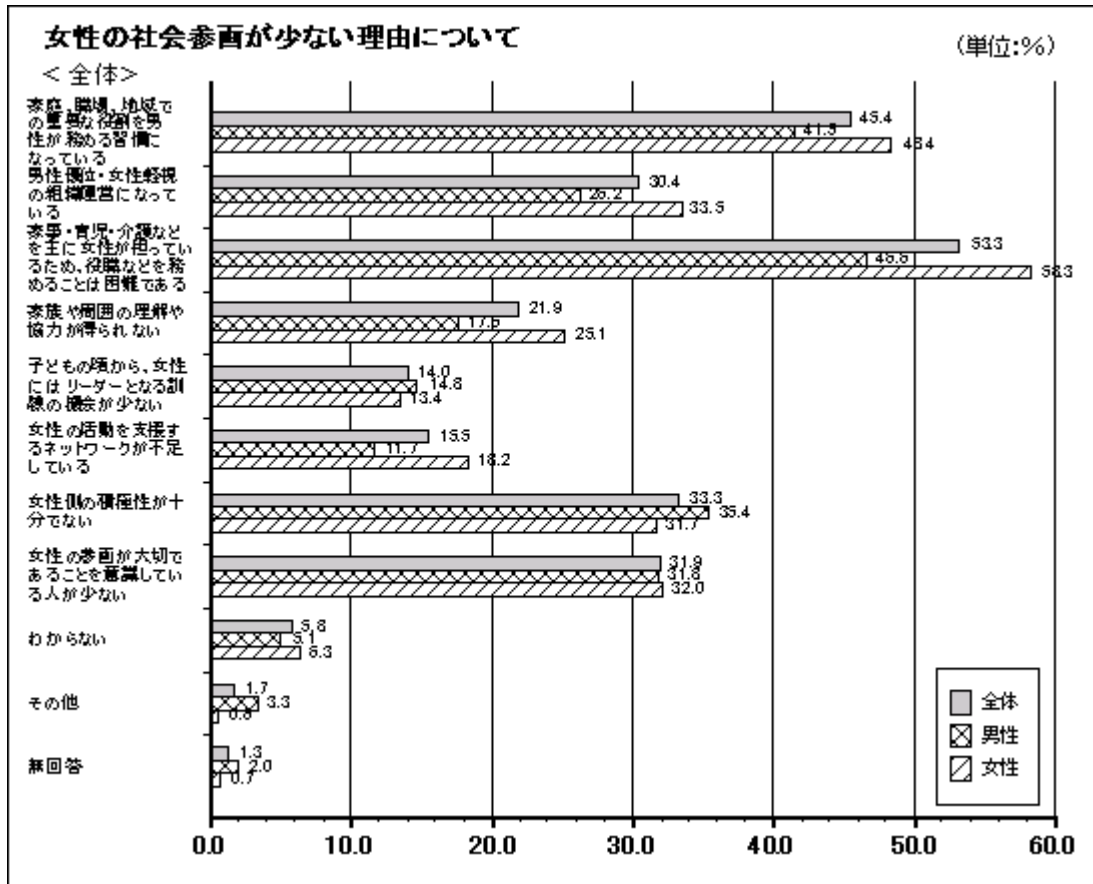
平成 12 年度に実施した『男女共生社会に向けての市民意識調査』の結果では、政策の企画・立案や方針決定の過程への女性の意見の反映について、必要という肯定派の割合が 9 割近くを占めています。



資料出所：人間市『平成 12 年度男女共生社会に向けての市民意識調査結果報告書』

また、リーダーや長という立場や政策・方針決定過程に女性の参画が少ない理由について、参画する時間などの確保や参画するしくみに関する項目では、女性の回答割合が

高くなっており、参画への女性の意欲・意識の項目では男性の回答が高く、男女間で回答差が出ています。同調査の結果で、“女性の参画が大切であることを意識している人が少ない”という回答割合は、男女ともほぼ同じであり、全体の約1/3の人がその意識を、問題として捉えているのが窺えます。



資料出所：入間市『平成12年度男女共生社会に向けての市民意識調査結果報告書』

「男女共同参画社会基本法」の第2条で「積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」が定義されており、男女間の格差を是正するため、積極的に改善する措置をとることが求められています。

そこで、女性の社会参加は量的、面的ともに広がりつつある中で、さらに、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進について、社会的気運の醸成を図るとともに、積極的改善措置・女性のエンパワーメント（力をつけること）を含めた取り組みを進めることが必要です。さらに、市民に分かりやすい形で男女共同参画の施策を展開することも大切であるという視点から、さまざまな場への女性の参画の促進を積極的に進める「男女共同参画都市宣言」の実施も必要です。

また、国際化の進展の中で、国際理解を深め、国際交流を進めるとともに、平和への貢献を推進し、女性の社会活動への参画を促進することが必要です。

## 《取り組みの方向》

### 1 男女共生によるまちづくりの推進

豊かで活力がある男女共生社会の実現のためには、女性も男性も対等なパートナーとして、一人ひとりの個性を生かし、共に暮らす視点を大切にす、男女共同参画を基盤としたまちづくりが求められています。

そこで、市を挙げて男女共同参画のまちづくりに取り組むことを明らかにする、「男女共同参画都市宣言」を実施し、宣言都市を周知する奨励事業を、内閣府等とともに実施していきます。また、あらゆる分野への男女共同参画を図っていくためのしくみとして、条例や拠点施設の検討を進めます。

さらに、男女共同参画宣言都市にふさわしい男女共生によるまちづくりを進めるため、女性の視点を生かした社会基盤の整備にも努めるとともに、あらゆる領域への女性の参画についての実態を把握するため、調査・研究も進めていきます。

### 2 政策・方針決定の場への参画の促進

「男女共同参画社会基本法」や「埼玉県男女共同参画推進条例」で明記されている、政策や方針の立案及び決定への共同参画は、男女共生社会の実現のための基盤となっています。

そこで、各種審議会等における女性委員の登用について、今後、女性の登用目標を30%以上とし、さらに積極的改善措置にも努めます。また、さまざまな知識・経験がある女性の登用を図るため、女性指導者の育成に努め、女性の人材情報を収集し、整備し、提供していくことも進めていきます。

さらに、市の女性職員の職域拡大にも努めるとともに、管理職への登用も進めます。

### 3 社会参画のための条件整備

今日、心豊かな暮らしを実現するため、人と人のふれあいや地域社会活動への参加の大切さが言われている中で、身近な地域に交流や活動の場が求められています。

そこで、仕事を持つ人や子育て中の人など、さまざまなライフスタイルや年齢の人たちがいることに配慮し、活動時間や曜日等を工夫し、託児をつけるなど、誰もが活動に参画しやすくするための条件整備に努めます。

さらに、公民館・市民会館・産業文化センターなどの公的施設を、より一層使いやすくするため、さまざまな検討も行い、使いやすい工夫も進めていきます。

### 4 地域活動への参画の促進

地域における活動は、NPO やボランティアをはじめ、自治会・子ども会・PTA・消費者・環境など、多岐にわたっています。これらの地域活動の多くは、女性によって支えられています。平成12年度に実施した『男女共生社会に向けての市民意識調査』の結果でも、地域活動への参加について、女性の方が積極的に活動しています。しかし、団体の責任者や役員など組織の方針を決める立場に立っているのは、実際の活動を支えている女性よりも、男性であることが多いのが現実となっています。

そこで、地域活動における性別役割分担意識の解消に努め、NPO 活動をはじめとする、さまざまな地域活動の役員などへの女性の参画を促進します。

さらに、女性の地域活動への参画を進めるため、女性団体のネットワーク化にも努めます。

### 5 高齢者の社会参画の促進

充実した高齢期を過ごすため、健康で生きがいのある生活を築くことが、重要なこととなっています。

そこで、高齢者が心身共に豊かな高齢期を過ごすため、一人ひとりが生きがいを持てるよう交流の場の設定に努めるとともに、高齢者の持つ豊かな経験や趣味を生かした世代間交流や地域交流に努めます。

さらに、職業を通して得た技術・知識や趣味で得た技術などを活かせるよう、シルバー人材センターなどの充実にも努めます。

## **6 障害者の社会参画の促進**

心身に障害のあるなしにかかわらず、市民の一人ひとりが、ひとりの人間として尊重され、責任ある個人として、主体的に生活を設計し、社会活動に参画し、いきいきと生活できる社会をつくっていくことが必要となっています。

そこで、障害を個性として認めあい、共に生きるための環境づくりや経済的自立の支援、社会活動への参画の促進に努めます。

## **7 国際交流・国際化への対応**

今日、私たちの生活は、外国との交流を無視しては考えられませんし、人間市でも1,300人を超える外国人市民が生活しています。このような中で、国際化へ対応するための啓発活動や学習の場、交流の場の提供が、ますます必要となっています。また、人権尊重の社会づくりに欠かせない平和への努力も重要となっています。

そこで、国際理解・国際交流を進めるとともに、さらに外国人市民の生活の利便も図り、平和へ向けての貢献にも努めます。

# 体系

## 目標

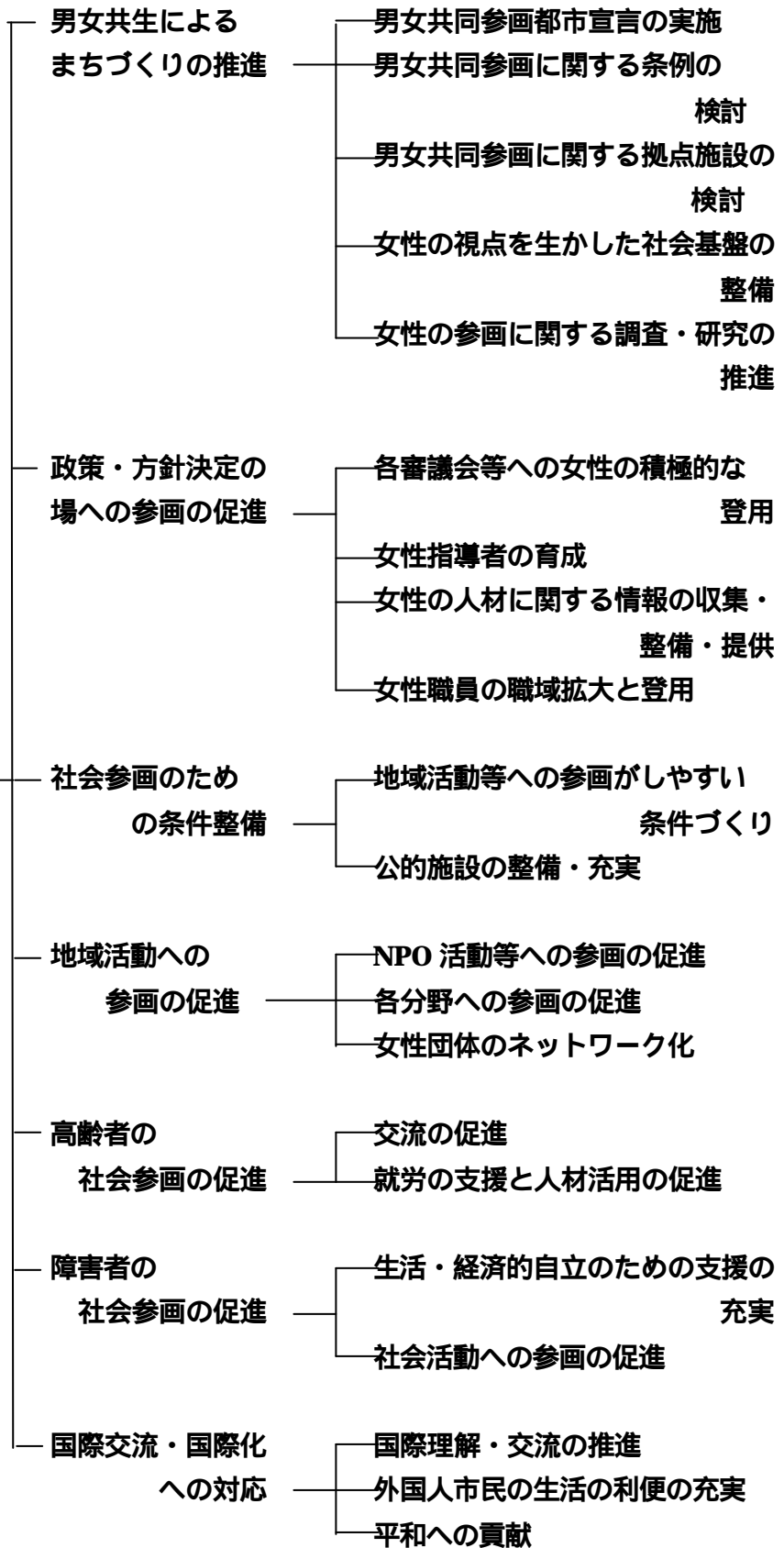
## 基本計画

## 方 策

## 施 策

男女共生社会の実現  
共にかがやき いきいきと

### 女性の社会活動への参画の促進



# 実施計画

実施時期 A：現在すでに実施しているが、  
今後さらに充実していく

## 基本計画4 女性の社会活動への参画の促進

B：平成13年度～平成18年度

方策	施策	事業の概要	実施時期	担当課
男女共生によるまちづくりの推進	(1)男女共同参画都市宣言の実施	<p>市を挙げて男女共生社会の実現に向けた取り組みを一層強力に推進することを明らかにするため、男女共同参画都市宣言を実施します。</p> <p>男女共同参画宣言都市奨励事業の実施</p> <p>男女共同参画都市宣言周知用リーフレット等の作成</p> <p>ひとひと女と男の情報紙等による周知</p> <p>(仮称)女性模擬議会の開催</p> <p>男女共同参画宣言都市関連事業の実施</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>企画課</p> <p>企画課</p> <p>企画課</p> <p>企画課</p> <p>企画課</p>
	(2)男女共同参画に関する条例の検討	<p>男女共生社会の実現に向けて、男女共同参画を推進する条例について、先進事例の収集を行い、研究・検討を進めます。</p> <p>制定状況や先進事例の情報収集</p> <p>男女共同参画に関する条例の研究・検討</p>	<p>A</p> <p>A</p>	<p>企画課</p> <p>企画課</p>
	(3)男女共同参画に関する拠点施設の検討	<p>男女共生社会の実現に向けて、男女共同参画による市民の自主的なまちづくりを推進するための拠点施設について、先進事例の収集を行い、研究・検討を進めます。</p> <p>先進事例の情報収集</p> <p>男女共同参画に関する拠点施設の研究・検討</p>	<p>A</p> <p>A</p>	<p>企画課</p> <p>企画課</p>
	(4)女性の視点を生かした社会基盤の整備	<p>都市計画・地域開発・住宅政策・防災計画等のさまざまな政策は、市民生活に大きく影響を与えます。そこで、生活に密着した女性の意見や提案を、政策に反映していくよう努めます。</p> <p>男女共同参画によるまちづくりについての啓発</p> <p>女性の意見を反映する機会の確保</p> <p>社会基盤の整備についての情報提供</p> <p>政策・方針決定過程の透明性の確保</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>企画課</p> <p>関連各課</p> <p>関連各課</p> <p>関連各課</p>
	(5)女性の参画に関する調査・研究の推進	<p>さまざまな分野への男女共同参画を推進するため、女性の参画状況等の把握に努めます。さらに、把握結果をもとに、積極的改善措置を含め女性の参画の拡大についての研究を推進します。</p> <p>女性の政策・方針決定過程への参画状況の把握、情報提供</p> <p>女性の参画の拡大についての研究の推進</p>	<p>A</p> <p>B</p>	<p>企画課</p> <p>企画課</p>

方策	施策	事業の概要	実施時期	担当課	
政策・方針決定の場への参画の促進	(1)各審議会等への女性の積極的な登用	男女共生社会の実現に向けて、政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、各審議会等の女性委員割合を30%以上に高めることを目標とするなど、性別に偏りのない登用に努めます。			
		審議会等委員への女性の登用の推進	A	関連各課	
		審議会等の委員の公募	A	関連各課	
		入間市審議会等の設置及び運用に関する指針の周知徹底	A	企画課	
		性別に偏りのない審議会等の運営の促進	B	関連各課	
	(2)女性指導者の育成	あらゆる分野における政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、リーダーとしての実践力をつける講座等の開催や市民参画活動などによる女性指導者の育成に努めます。さらに、女性の実践力を活用する場の提供にも努めます。			
		女性リーダー養成講座の開催	A	企画課	
		男女共生セミナースタッフ会議スタッフ活動の充実	A	企画課	
		ひとひと女と男の情報紙編集協力員活動の充実	A	企画課	
		日本女性会議への市民派遣事業の実施 実行委員会等による市民参画事業の推進	B B	企画課 関連各課	
	(3)女性の人材に関する情報の収集・整備・提供	あらゆる分野における政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、女性の人材に関する幅広い情報の収集・整備や提供に努めます。			
		あらゆる分野への女性の参画についての啓発	A	企画課	
		女性の人材についての情報収集	A	企画課	
		女性人材リストの作成	B	企画課	
		女性の人材についての情報提供	B	企画課	
	(4)女性職員の職域拡大と登用	市役所内で男女共同参画を推進するため、女性職員の職域拡大のための取り組みを充実させるとともに、政策・方針等の決定の場へ女性の参画をうながす気運を高めます。さらに、女性職員の管理職への登用に努めます。			
職場における性別役割分担の解消に向けての啓発		A	企画課 職員課		
研修の充実		A			
自己研鑽への助成		A	職員課		
女性職員の研修機会への参加の推進		A	職員課		
女性政策推進スタッフ会議活動の充実		A	企画課		
庁内プロジェクト等への女性職員の登用		A	関連各課		
セクハラ・ハラスメント防止対策の推進		A	職員課		
女性職員の管理職への登用の推進		A	職員課		

方策	施策	事業の概要	実施時期	担当課
社会参画のための条件整備	(1)地域活動等への参画がしやすい条件づくり	<p>地域活動等における男女共同参画を促進するため、誰もが参画しやすい環境を整備するとともに、情報の提供にも努めます。</p> <p>地域活動等への女性の参画についての啓発 男女共同参画による運営の促進 保育環境の充実 介護環境の充実 開催日・時間・場所の配慮 情報提供の充実</p>	A A A A A A	企画課 関連各課 関連各課 関連各課 関連各課 関連各課
	(2)公的施設の整備・充実	<p>地域活動等における男女共同参画を促進するため、市役所や公民館・市民会館等の公的施設の整備・充実を図るとともに、利用しやすい環境づくりに努めます。</p> <p>公的施設の整備・充実</p>	A	関連各課
地域活動への参画の促進	(1)NPO 活動等への参画の促進	<p>女性が男性と共に、さまざまな活動へ参画できるよう、固定的な性別役割分担意識に基づく慣習等の解消に向けての啓発に努めます。さらに、生活の中で得た豊かな経験を生かせるよう、NPO 活動、ボランティア活動等の自主活動の環境を整備します。</p> <p>ひとひと 女と男の情報紙による啓発</p> <p>NPO 活動、ボランティア活動等についての啓発 自治会活動等への女性の参画の促進 PTA 活動への女性の参画の促進 NPO 活動、ボランティア活動等についての情報提供 ボランティアセンターの充実</p>	A A A A A A	企画課 関連各課 自治文化課 生涯学習課 関連各課 社会福祉協議会
	(2)各分野への参画の促進	<p>女性と男性が共に、さまざまな分野へ参画できるよう、女性の意欲や能力が発揮できる機会を充実し、積極的に女性の参画を促進します。</p> <p>男女共同参画の取組への女性の参画の促進 子育ての取組への女性の参画の促進 介護の取組への女性の参画の促進 生涯学習の取組への女性の参画の促進 環境活動の取組への女性の参画の促進 ごみ減量・リサイクルの取組への女性の参画の促進 消費生活の取組への女性の参画の促進</p>	A A A A A A A	企画課 児童福祉課 高齢者福祉課 生涯学習課 環境課 クリーンセンター 市民生活課
	(3)女性団体のネットワーク化	<p>あらゆる分野への女性の参画を推進するため、女性団体の自主的な活動を尊重しつつ、団体間の交流やネットワークづくりを推進します。</p> <p>女性団体の活動の把握と支援 女性団体相互の情報交換や交流の場の提供 女性団体のネットワーク化の推進</p>	A A B	企画課 企画課 企画課

方策	施 策	事 業 の 概 要	実施時期	担 当 課
高齢者の社会参画の促進	(1)交流の促進	<p>高齢者が、他の世代と共に社会を支える一員として、生き生きと生活できるよう、豊かな知識や経験・特技を生かせる交流の場を設けるとともに、地域活動等への参画を支援します。</p> <p>高齢者の活動施設の整備・充実 地域交流、世代間交流事業の充実 老人クラブ等の活動の促進</p>	A A A	<p>高齢者福祉課 高齢者福祉課 高齢者福祉課</p>
	(2)就労の支援と人材活用の促進	<p>高齢者の持つ知識や経験・特技を生かした社会参画を進めるため、就労機会の充実に努めます。</p> <p>高齢者職業相談の充実 シルバー人材センターの活動の促進 シルバー人材リストの作成</p>	A A B	<p>商 工 課 商 工 課 商 工 課</p>
障害者の社会参画の促進	(1)生活・経済的自立のための支援の充実	<p>障害者が、主体的な生活設計をしやすくするため、日常生活や経済的な自立を図る支援などに努めます。</p> <p>バリアフリーの視点に立ったまちづくりの推進 生活基盤確立のための経済援助 在宅福祉サービスの充実 施設福祉サービスの充実 就労についての情報提供・相談体制の充実 情報機器の活用</p>	A A A A A A	<p>障害福祉課 障害福祉課 障害福祉課 障害福祉課 障害福祉課 障害福祉課</p>
	(2)社会活動への参画の促進	<p>障害者の意欲や能力が、発揮できる機会を充実し、地域活動等への参画を促進します。</p> <p>情報機器の活用 生涯学習活動への参画の促進 ボランティアセンターの充実 健康福祉センターの建設・充実</p>	A A A B	<p>障害福祉課 生涯学習課 社会福祉協議会 健康福祉センター</p>

方策	施策	事業の概要	実施時期	担当課
国際交流・国際化への対応	(1)国際理解・交流の推進	市民一人ひとりが、国際社会への理解を深め、価値観や文化の多様性を理解し、国際的な協調により男女共同参画を推進していくため、情報の提供に努めるとともに、外国文化を理解する機会を設けます。また、外国人との交流などにより国際化の推進を図ります。		
		人権教育のための国連10年に係る施策の推進	A	企画課
		学校教育における国際理解教育の充実	A	学校教育課
		外国文化についての講演会等の開催	A	自治文化課
		外国語教室等の開催	A	自治文化課
		市民との協働で行う国際交流の推進	A	自治文化課
		国際交流事業への女性の参画の促進	A	自治文化課
		姉妹・友好都市、交流事業の充実	A	自治文化課
		青少年異文化体験派遣事業の充実	A	自治文化課
		国際交流協会の充実	A	自治文化課
学校教育の場での外国人市民との交流の促進	B	学校教育課		
国際的な男女共同参画の情報収集・提供	B	企画課		
(2)外国人市民の生活の利便の充実	誰もが安心して生活できる地域社会をつくるため、外国人市民の生活の利便を図る情報の提供や相談業務の充実に努めます。	外国語による日常生活の情報提供	A	自治文化課
		相談業務の充実	A	自治文化課
		日本語教室等の開催	A	自治文化課
		道路案内標識、施設案内板等のローマ字化の検討	B	自治文化課
(3)平和への貢献	人権尊重の社会づくりの基盤である平和のため、啓発活動を推進します。	平和についての啓発	A	広報広聴課
		「平和都市宣言」推進事業の充実	A	広報広聴課

## 第 4 章 いるま男女共生プランの推進

男女共生社会の実現には、男女共同参画の理念を市民や団体、企業などを含めた地域全体に広く普及し、地域が一体となって男女共同参画の取り組みを行うことが必要です。また、これらの取り組みが、社会のあらゆる分野と深くかかわるため、全庁的な理解と連携が必要です。

そこで、男女共生社会の実現に向け策定した「いるま男女共生プラン」を総合的・効果的に推進していくため、基盤となる推進体制を強化・充実することと、男女共同参画の視点による市民参画の施策展開が重要です。また、市政の範囲を越える課題については、国や県や他市町村、関係機関等と連携し、解決していくことが必要です。

さらに、いるま男女共生プランの実効性を高めるため、推進状況を把握し、男女共同参画の視点に立った施策評価の方法を研究するとともに、分かりやすい公表にも努めることが大切です。

### 1 推進体制の充実

男女共生社会の実現には、男女共同参画の視点を取り入れた市政運営を行うことが求められています。

そこで、いるま男女共生プランを総合的・効果的に推進するため、庁内の推進体制を強化し、充実することに努めます。

さらに、男女共同参画について、市民や団体、企業など地域への理解と協力を図り、積極的な市民参画も進めます。

#### (1) 庁内推進体制の強化・充実

入間市女性政策推進スタッフ会議の充実

いるま男女共生プラン推進委員活動の充実

男女共同参画を推進する担当の強化

## (2) 市民参画の充実

入間市女性問題協議会の充実

男女共生セミナースタッフ会議の充実

ひとひと女と男の情報紙編集協力員活動の充実

## 2 国・県・他市町村・関係機関等との連携

国や県や他市町村、関係機関等との連携を図り、いるま男女共生プランの効果的な推進に努めます。

## 3 プランの進行管理の充実と分かりやすい公表

いるま男女共生プランの実効性を高めるためには、施策の達成度や効果を把握することが求められています。

そこで、推進状況を毎年調査し、把握に努めるとともに、男女共同参画の視点から施策を評価するしくみの研究を進めていきます。

さらに、分かりやすい表現での推進状況の公表にも努めるとともに、インターネットの活用などを含めた、さまざまな公表方法も検討していきます。

(1) 施策の推進状況の把握

(2) 施策の評価方法の研究

(3) 分かりやすい公表方法の検討

# 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日 法律第78号）

最終改正：平成11年12月22日法律第160号

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条 第12条）

### 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条 第20条）

### 第3章 男女共同参画会議（第21条 第28条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### （男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

### （政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

### （家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

### （国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
  - 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
  - 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第3条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

# 埼玉県男女共同参画推進条例

平成12年3月24日

条例第12号

埼玉県男女共同参画推進条例をここに公布する。

## 埼玉県男女共同参画推進条例

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある21世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

### (基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

### (県の責務)

第4条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。
- 3 県は、第1項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるように努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。

- 2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(県の施策等)

第9条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

- 一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。
- 二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。
- 三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。
- 四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。
- 五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。
- 六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。
- 七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。
- 八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

第10条 埼玉県男女共同参画審議会(第12条第3項において「審議会」という。)は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

- 一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- 二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

(総合的な拠点施設の設置)

第11条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(基本計画の策定)

第12条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(苦情の処理)

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者(次項において「県民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

- 2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。
- 3 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるように勧告等を行うものとする。
- 4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(年次報告)

第14条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。

## 男女共同参画に関する国内外の動き

### 世界、国、県、入間市の動き ~ 国際婦人年以降の動き ~

年	世界	国	埼玉県	入間市
昭和50年 (1975年)	国際婦人年 国際婦人年世界会議(メキシコシティ)で「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部発足 総理府に婦人問題担当室設置		
昭和51年 (1976年)	1976年から1985年までの10年間を「国連婦人の十年」とする	民法一部改正(離婚後の氏の選択自由に) 第1回日本婦人問題会議(労働省)	生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当副参事設置	
昭和52年 (1977年)		「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館(嵐山町)が開館	企画財政部に婦人問題企画室長設置 婦人問題庁内連絡会議設置 埼玉婦人問題会議発足	
昭和54年 (1979年)	第34回国連総会で女子差別撤廃条約採択		県民部に婦人問題企画室長設置	
昭和55年 (1980年)	「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)開催	民法一部改正(配偶者の法定相続分1/3から1/2に)	「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定 県民部に婦人対策課設置 婦人関係行政推進会議設置	
昭和56年 (1981年)	ILO総会でILO第156号条約採択(男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約)			
昭和59年 (1984年)		国籍法及び戸籍法一部改正(子の国籍を父系血統主義から父母両系主義へ) (施行は昭和61年)	「婦人の地位向上に関する埼玉県計画(修正版)」策定	社会教育課に婦人青少年係設置
昭和60年 (1985年)	「国連婦人の十年」最終年世界会議(ナイロビ)で「ナイロビ将来戦略」採択 NGOフォーラム開催	女子差別撤廃条約批准 男女雇用機会均等法成立 (施行は昭和61年) 労働基準法一部改正 (施行は昭和61年)	「国連婦人の十年」最終年世界会議・NGOフォーラムに埼玉県婦人派遣団参加	
昭和61年 (1986年)			「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定	
昭和62年 (1987年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 法例の一部を改正する法律成立(婚姻、親子関係等についての男性優先規定の改正等)	「婦人対策課」を「婦人行政課」に名称変更	
平成元年 (1989年)				
平成2年 (1990年)	「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(国連・経済社会理事会) ILO総会でILO第171号条約採択(夜業に関する条約)		「男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)」策定 埼玉県県民活動総合センター(伊奈町)が開館	
平成3年 (1991年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 育児休業法成立 (施行は平成4年)	「婦人行政課」を「女性政策課」に名称変更	
平成4年 (1992年)		初の婦人問題担当大臣設置		入間市女性問題協議会設置

年	世界	国	埼玉県	入間市
平成 5 年 (1993 年)	国連世界人権会議(ウィーン)で「ウィーン宣言」採択 国連総会で「女性に対する暴力撤廃に関する宣言」採択	パートタイム労働法成立		市長から入間市女性問題協議会へ「女性問題に関する行動計画について」諮問
平成 6 年 (1994 年)	ILO 総会で ILO 第 175 号条約採択(パートタイム労働に関する条約) 国際人口・開発会議(カイロ)開催	男女共同参画推進本部発足 男女共同参画審議会設置 総理府に男女共同参画室設置	1994 彩の国の女性発行	「社会教育課婦人青少年係」を「社会教育課女性青少年係」に名称変更
平成 7 年 (1995 年)	第 4 回国連世界女性会議(北京)で「北京宣言及び行動綱領」採択 社会開発サミット(コペンハーゲン)開催	育児・介護休業法成立 ILO 第 156 号条約批准(家族的責任条約)	「2001 彩の国男女共同参画プログラム」策定	入間市女性問題協議会から市長へ「女性問題に関する行動計画について」答申 男女共生社会に向けての市民意識調査実施
平成 8 年 (1996 年)		「男女共同参画 2000 年プラン」策定 男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足	世界女性みらい会議開催、「埼玉宣言」採択	
平成 9 年 (1997 年)		労働基準法一部改正(女子保護規定の廃止等) (施行は平成 11 年) 男女雇用機会均等法一部改正(セクハラについての事業主配慮義務を規定等) (一部を除き、施行は平成 11 年) 介護保険法成立 (施行は平成 12 年)	「県民部女性政策課」から「環境生活部女性政策課」に組織変更 女性関係行政推進会議を男女共同参画推進会議に改組 埼玉県女性センター(仮称)基本構想策定	「共にかがやき いきいきと いるま男女共生プラン」策定 女性政策の所掌事務を社会教育部社会教育課から企画部企画課に移管。企画課に女性政策担当設置 男女共生セミナー開始 いるま男女共生プラン推進委員設置 入間市女性政策推進スタッフ会議発足
平成 10 年 (1998 年)			埼玉県女性センター(仮称)基本計画策定	入間市女性団体名簿登録開始 いるま女性団体ニュース創刊 入間市女性団体交流会開催 四市女性政策担当合同事業検討会議開始
平成 11 年 (1999 年)		男女共同参画社会基本法公布、施行	埼玉県女性問題協議会が男女共同参画推進条例(仮称)について答申	男女共生社会に向けての入間市職員意識調査実施
平成 12 年 (2000 年)	国連特別総会・女性 2000 年会議(ニューヨーク)で「政治宣言」「成果文書」採択	「男女共同参画基本計画」策定 ストーカー行為等の規制等に関する法律成立 女性と仕事の未来館(港区)が開館	埼玉県男女共同参画推進条例制定、施行 男女共同参画に関する苦情処理機関設置 彩の国国際フォーラム 2000 開催	男女共同参画社会基本法・4 市交流会開催 女と男の情報紙創刊 男女共生社会に向けての市民意識調査実施 入間市女性リーダー養成講座開始
平成 13 年 (2001 年)		男女共同参画会議設置 内閣府に男女共同参画局設置(中央省庁等改革) 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律成立 男女共同参画週間がスタート	「環境生活部女性政策課」から「総務部男女共同参画課」に組織変更 埼玉県女性センター(仮称)開設準備室オープン(平成 14 年開館予定)	女性のための IT 講習会開催
平成 14 年 (2002 年)				「共にかがやき いきいきと いるま男女共生プラン」改訂

### いるま男女共生プラン改訂経緯

年	月	日	会 議 等	内 容
12	7	10 ~ 24	市民意識調査	「男女共生社会に向けての市民意識調査」実施
12	12		市民意識調査	「男女共生社会に向けての市民意識調査」結果報告書刊行
13	9	25	女性問題協議会 (第1回)	「いるま男女共生プラン改訂について」の諮問を受ける いるま男女共生プランの見直しについて 改訂のねらいについて 基本計画について
13	10		改訂(案)検討依頼	いるま男女共生プラン改訂(案)関連各課検討依頼
13	10		施策推進状況調査	いるま男女共生プラン関連施策推進状況調査
13	11	20	女性問題協議会 (第2回)	いるま男女共生プランの見直しについて 実施計画について
13	12	5	女性問題協議会 (正副会長打合せ)	いるま男女共生プランの見直しについて 答申(案)について
14	1	17	女性問題協議会 (第3回)	いるま男女共生プランの見直しについて 答申(案)について 「いるま男女共生プラン改訂について(答申)」の 決定、提出
14	3			「共にかがやき いきいきと いるま男女共生プラン」改訂

入企発第488号

平成13年9月25日

入間市女性問題協議会

会長 山本 和人 様

入間市長 木 下 博

いるま男女共生プラン改訂について（諮問）

入間市女性問題協議会条例（平成4年6月26日条例第21号）第2条の規定に基づき、男女共生社会の実現をめざす行動計画「共にかがやき いきいきと いるま男女共生プラン」の改訂について、下記のとおり貴協議会の意見を求めます。

なお、答申は平成13年12月25日までをお願いします。

記

1 諮問事項

「共にかがやき いきいきと いるま男女共生プラン」改訂（案）について

2 諮問理由

本市では、「共にかがやき いきいきと いるま男女共生プラン」を平成9年（1997年）3月に策定いたしました。

その後、この計画に基づき、関連施策・事業を着実に推進してまいりましたが、他方で男女共同参画社会基本法の施行など、社会情勢が大きく変化している現状があります。

このような情勢と平成12年度に実施した男女共生社会に向けての市民意識調査の結果を踏まえ、男女共生社会の実現をめざして、関連施策・事業を一層効果的に推進していくため、計画の見直しが必要となりました。

よって、ここに計画改訂の基本といたしたく、貴協議会に諮問するものであります。

平成 14 年 1 月 17 日

入間市長 木 下 博 様

入間市女性問題協議会

会 長 山 本 和 人

いるま男女共生プラン改訂について（答申）

平成 13 年 9 月 25 日付け入企発第 488 号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

当協議会は、諮問に基づき、3 回の会議と各委員による自主研究活動を通じて、「いるま男女共生プラン改訂（案）」についての調査審議を行ってまいりました。調査審議に当たっては、ジェンダーフリーの視点を基調として、女性も男性もあらゆる領域で一人ひとりの特性と能力を十分発揮し、共同で参画・貢献することの重要性を強く意識し、その実現に向けた社会環境づくりを着実に進めていくべきであるという観点から、検討を進めてまいりました。

この答申によって、いるま男女共生プランの効果的な改訂が行われることにより、女性と男性が共にかがやき、いきいきと暮らせるまちづくりが、市民と行政の協働の下で一層効果的に推進され、もって男女共生社会が一日でも早く実現されるよう、要望します。

記

1 改訂のねらいについて

改訂の必要性が強く認められるため、平成 13 年度中に改訂を行うことが妥当である  
と考える。

なお、改訂のねらいについては、提案のとおりとする。

2 追加方策・施策等について

提案のとおりとする。

### 3 実施計画について

別表のとおりとする。

### 4 プラン推進にあたって留意すべきこと

男女共同参画都市宣言の実施を確保するとともに、宣言都市にふさわしい環境整備の推進を図ること。推進に当たっては、男女共同参画の推進に係る条例の検討、拠点施設の整備に向けた検討がなされるよう配慮されたい。

各施策の推進に当たっては、市民と行政の協働（パートナーシップ）で取り組むことを基本とすること。パートナーシップの実践に当たっては、参加者、役割分担等の男女構成に、可能な限り偏りが生じないよう配慮されたい。

男女共同参画の推進に果たす教育の役割の重要性を改めて認識し、学校教育における男女平等教育の推進の強化、具体化を図ること。推進に当たっては、教育（授業）内容はもとより、学校生活全般においてジェンダーフリーの理念が反映されるよう配慮されたい。

女性の政策・方針決定過程への参画の促進の重要性を改めて認識し、環境整備の推進について、さらなる強化、具体化を図ること。推進に当たっては、政策・方針決定に必要となる力をつけるための女性のエンパワーメント、特に自発的なエンパワーメントを促進するよう配慮されたい。

男女共同参画の推進に果たす行政の役割の重要性を改めて認識し、庁内推進体制のさらなる強化、充実を図ること。強化、充実の具体化に当たっては、全ての担当部局に共通の意思が形成されるよう配慮されたい。

### 5 その他

男女平等教育の推進に係る事業について、「男女混合名簿を促進すべきである」等、具体的な事業の例示を含む意見が多く提案されたこと。

別表（「3 実施計画について」関係）

基本計画 1	<p>方策「女性の人権を尊重する意識の浸透」</p> <p>施策(2)「女性の人権を尊重した相談体制の整備」</p> <p>施策(4)「セクシュアル・ハラスメントの防止活動の推進」</p> <p>施策(5)「つきまとい行為等の防止活動の推進」</p> <p>上記3施策に掲げられている事業「関係機関との連携」を、それぞれ「関係機関との連携の推進」に改める。</p>
基本計画 2	<p>方策「育児・介護環境の整備・充実」</p> <p>施策(2)「育児休業制度の普及・促進」</p> <p>施策(4)「介護休業制度の普及・促進」</p> <p>上記2施策に掲げられている事業「労働時間の短縮等の事業所への啓発」をそれぞれ削除する。</p> <hr/> <p>方策「育児・介護環境の整備・充実」</p> <p>施策(1)「保育環境・サービスの充実」</p> <p>施策(3)「介護環境・サービスの充実」</p> <p>上記2施策に掲げられる事業として、「労働時間の短縮等の事業所への啓発」をそれぞれ追加する。</p>
基本計画 3	<p>提案のとおりとする。</p>
基本計画 4	<p>方策「男女共生によるまちづくりの推進」</p> <p>施策(4)「女性の視点を生かした社会基盤の整備」</p> <p>上記施策に掲げられている事業「女性の意見を反映する制度の充実」を、「女性の意見を反映する機会の確保」に改める。</p>

## 人間市民憲章

わたくしたちは、武蔵野の自然にめぐまれた  
人間市を愛し、より明るく、豊かな文化のまちを  
つくるため、ここに市民憲章を定めます。

1. 自然を愛し、  
環境のよいまちをつくりましょう。
1. きまりを守り、  
平和な住みよいまちをつくりましょう。
1. 健康で働き、  
希望にみちたまちをつくりましょう。
1. 教養を高め、  
心豊かなまちをつくりましょう。
1. お互いに助け合い、  
やすらぎのあるまちをつくりましょう。

### 改訂 いるま男女共生プラン

平成14年3月発行

編集発行 埼玉県人間市企画部企画課  
〒358-8511 埼玉県人間市豊岡一丁目16番1号  
042-964-1111(代)



**R100**

古紙100%の再生紙を使用しています。

# 元気な人間

生き生きいるま  
人・まち・自然

